塩尻市障がい者福祉プラン

第十次塩尻市障がい者福祉推進プラン
第８期塩尻市障害福祉計画・第４期塩尻市障害児福祉計画

〈　令和９（２０２７）年度 ～ 令和１１（２０２９）年度　〉

【素　案】

塩　　尻　　市

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

■国の動向

令和３年６月に「障害者差別解消法」が改正（令和６年４月施行）されたほか、令和４年５月には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定・施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策が推進されています。同年６月の「児童福祉法」改正では障害児入所施設の22歳までの入所継続等が可能になり、10月には「障害者総合支援法」が改正され障がい者等の地域生活を支援する体制の充実が図られました。（いずれも令和６年４月一部施行）。また、同年８月には国連「障害者権利委員会」による「障害者権利条約」実施状況に関する締約国審査が行われるなど、様々な法整備や取組が進められています。

国の定める基本指針においても、「地域共生社会」の実現に向けたより一層の取組の推進が掲げられています。具体的には、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築や、就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進が示されています。さらに、障がい児支援におけるインクルージョン推進のための協議の場の設置や、障がい福祉人材の確保・定着やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備といった目標が掲げられています。

また、令和８年に第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画の策定に係る基本指針を改正し、障がい者本人の自己決定の尊重及び意思決定支援を基本としながら、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行、地域生活の継続、就労支援、相談支援体制の充実、障がい児本人の意見の尊重及び最善の利益の確保、地域社会への参加・インクルージョンの推進等を一層進めることとしました。

加えて、人口減少や障がい者の重度化・高齢化、「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点等の機能強化、障がい福祉人材の確保・定着、サービスの質の向上及び当事者視点に立った業務改善を進めることが求められています。

障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたほか、障がいのある方が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、社会の変化等に伴う障がい児・障がい者のニーズへのきめ細かな対応など、様々な取組を推進することにより、地域共生社会の実現を目指しています。

近年の国の動向

令和３年６月	「障害者差別解消法」改正（改正障害者差別解消法） ○ 事業者による合理的配慮の提供の義務化 ※令和６年４月施行
令和３年９月	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行 ○ 医療的ケア児に対して、適切な医療・保健・福祉・教育の支援を受けられるように体制を整えることを義務化
令和４年５月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」制定、施行 ○ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進
令和４年６月	「児童福祉法」改正（改正児童福祉法） ○ 障害児入所施設における22歳までの入所継続を可能とする措置など ※令和６年４月一部施行
令和４年８月	国連「障害者権利委員会」による「障害者権利条約」実施状況に関する締約国審査
令和４年10月	「障害者総合支援法」改正（改正障害者総合支援法） ○ 障がい者等の地域生活の支援体制の充実 など ※令和６年４月一部施行
令和７年５月	「災害対策基本法」等改正 ○ 防災部局や職能団体等との連携、施設・事業所等の耐災害性強化対策の推進など
令和７年６月	「手話施策推進法」施行 ○ 国・自治体の手話に関する施策実施の責務を規定
令和７年12月	「高次脳機能障害者支援法」成立 ○ 相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の推進など
令和８年３月	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の全部改正 ○「住宅セーフティネット法」に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和、居住支援協議会等との連携 ○ 障がい者等に対する虐待の防止、意思決定支援の一層の推進 ○「地域共生社会」の実現に向けた一層の取組の推進 など
令和８年７月	「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（旧：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）」の改正 ○ 「18歳の壁」の解消（切れ目のない支援） ○ 家族の負担軽減と受入体制の強化 ○ 地域間格差の是正及び相談支援の拡充など ※令和９年４月施行予定

■ 長野県の動向

長野県では、全ての県民が障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現のための「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」を施行しているほか、「長野県障がい者プラン2024」（計画期間：令和６年度（2024年度）～令和11年度（2029年度））を策定し、障がい者施策を総合的に推進しています。

また、本計画の期間に向けて、国の新たな基本指針に即し「第８期長野県障害福祉計画・第４期長野県障害児福祉計画」が策定され、広域的なサービス提供体制の確保等が進められます。

■ 本市の動向

本市では、昭和57年（1982年）以降、国の施策展開に基づいて計画を策定し、医療・保健・教育・都市づくり等の分野も含めた総合的な障がい者福祉施策を展開してきました。

平成18年度（2006年度）には、障害者自立支援法により、市町村が障害福祉サービスを一元的に提供することを受けて、本市では、障がい者の暮らしを総合的に支援する「塩尻市障がい者福祉推進プラン」と併せて、サービスの種類ごとの必要量を確保するための「塩尻市障害福祉計画」を策定し、計画的な推進を図ってきました。

また、令和３年（2021年）には「塩尻市手話言語条例」を制定し、令和４年（2022年）に施行しました。手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進と手話の普及を図るとともに、ろう者をはじめとする手話を必要とする人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた取り組みを進めています。

このたび、「第九次塩尻市障がい者福祉推進プラン」及び「第７期塩尻市障害福祉計画・第３期塩尻市障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、国の基本指針や現状の評価を踏まえ、これまで整備してきた体制の機能強化やサービスの質的な向上を目指し、新たな計画を策定します。

本計画の推進にあたっては、上位計画である「第六次塩尻市総合計画」及び「第四次塩尻市地域福祉計画」の内容との整合を図り、全市的な連携のもとに障がい福祉施策を推進していきます。

2　計画の位置づけと策定の趣旨

○ 本プランは法律の規定に基づく以下の３つの計画で構成され、「塩尻市障がい者福祉プラン」として一体的に策定・推進するものです。

○「第５章　障害福祉サービス等の提供体制」を第８期塩尻市障害福祉計画及び第４期塩尻市障害児福祉計画として位置づけ、サービスや事業の提供体制の計画的な推進目標を設定しています。

本プランの構成			法的根拠	策定の目的
塩尻市障がい者福祉プラン	市町村障害者計画	第十次塩尻市障がい者福祉推進プラン	障害者基本法（第11条第３項）	市町村における障がい者施策の基本的方向性を定める。
	市町村障害福祉計画	第８期塩尻市障害福祉計画	障害者総合支援法（第88条第１項）	障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制を計画的に整備し、確保するための数値目標や見込量、方策を設定。
		第４期塩尻市障害児福祉計画	児童福祉法（第33条の20第１項）	

3　他計画との関連

○ 本プランは、松本圏域、長野県及び国の方針との整合を図りながら、事業を展開します。

○ 国の障害者基本計画、長野県の障がい者プランとの整合を図ります。

○ 本市においては、上位計画（マスタープラン）にあたる第六次塩尻市総合計画及び第四次塩尻市地域福祉計画に関連する個別計画と連携し、効率的かつ効果的に施策を推進します。

関連計画

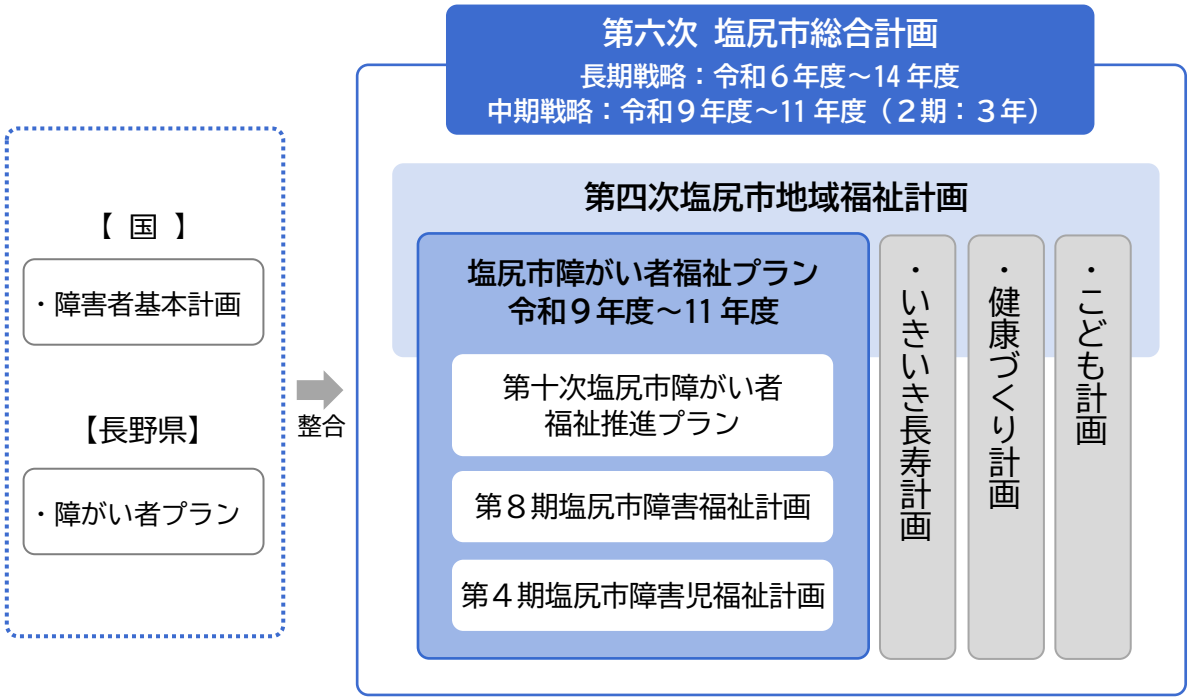

4 計画の期間

○ 本プランは、第六次塩尻市総合計画と一体的な推進を図るため、計画期間を令和９年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）の３年間とします。
ただし、障害福祉制度、報酬改定、関連法令、国の基本指針、地域の状況や関連計画に大きな変化が生じた場合は、計画期間中であっても必要に応じて見直します。

本プランの計画期間

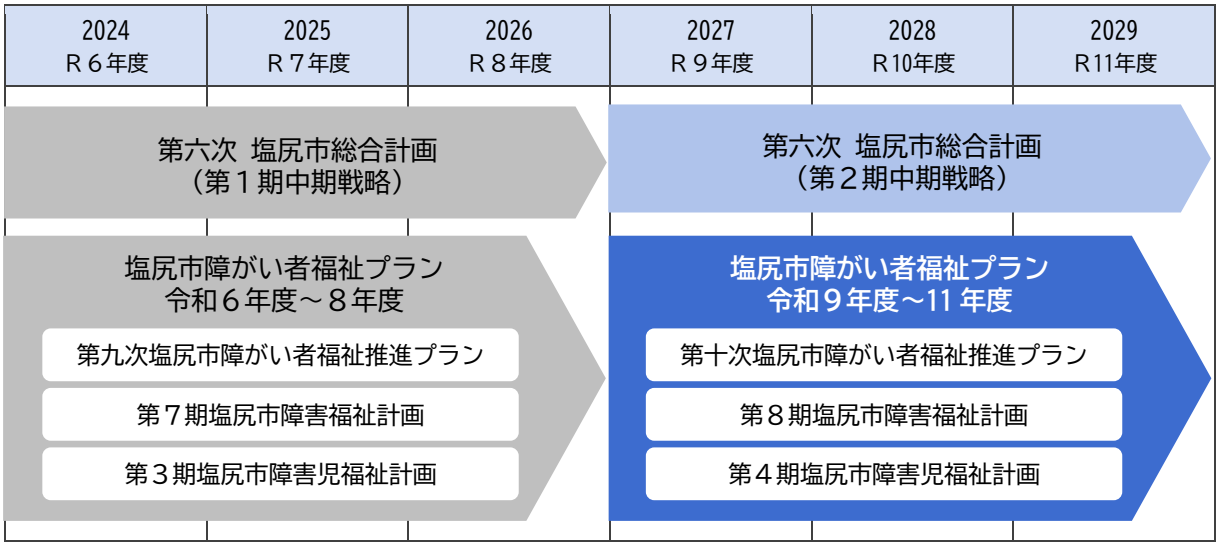

5 計画の見直しの考え方

○ 本プランの策定にあたっては、前プランの基本的な内容を引き継ぎつつ、障害者総合支援法等の法改正や国の新たな基本指針を反映します。あわせて、これまでの取り組みの成果と課題、障がい福祉に関するアンケート調査の結果、自立支援協議会等で把握した現状、新たに対応すべき社会情勢の変化や、本市の課題・地域特性等を踏まえながら、必要な見直しを行います。

○ 第８期塩尻市障害福祉計画・第４期塩尻市障害児福祉計画部分については、これまでの成果目標を継承しながら、これまで整備してきた体制を生かして、機能強化やサービスの質的な向上を図ることに重点を置いた見直しを行います。

6　計画の推進体制と評価・検証

（１）計画の推進体制

○ 庁内体制の連携

庁内の政策調整プロジェクト会議等を通じて、福祉支援課とその他の関係部署との連携を図りながら、障がい者が自分らしく安心して生活できるまちづくりを進めます。

○ 関係団体等との連携

関係機関や市民団体及び事業者とともに、自立支援協議会と連携しながら障がい者の福祉を推進します。

○ 地域福祉推進協議会等の開催

地域福祉の視点から障がい者福祉を進めるため、地域福祉推進協議会や自立支援協議会等、幅広い市民の声を反映させるための協議の場を設けます。

○ 支え合いのまちづくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して共に暮らせるまちづくりが求められているため、地域の支え合いの仕組みづくりを進めます。

（２）計画の評価・検証

○ 計画に即した施策の展開が図られるよう、地域福祉推進協議会、自立支援協議会など障がい者福祉に関係する市民や団体等の意見を取り入れながら、施策推進の効果や課題を検討し、継続的な改善につなげます。

○ また、今後の国の障がい者施策等の動向や社会状況の変化を見極めつつ、必要な見直しを行います。

第２章　本市の障がい者福祉の状況

１　障がい者の状況

（１）本市の人口と障がい者数の推移

本市の人口は、平成17年（2005年）をピークに減少に転じ、令和７年（2025年）は65,442人となっています。平成７年（1995年）から老年人口（65歳以上）が年少人口（15歳未満）を上回り始め、平成12年（2000年）以降は生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあります。令和22年（2040年）には生産年齢人口が30,680人となり、令和２年（2020年）の約78.3%に縮小すると推計されています。

高齢になるほど身体障がい者や認知症の割合が高くなることから、高齢化により障がい者数が増加するとともに、障がいの程度も重度化することが予想されます。

図表　１　総人口及び年齢３区分人口の推移

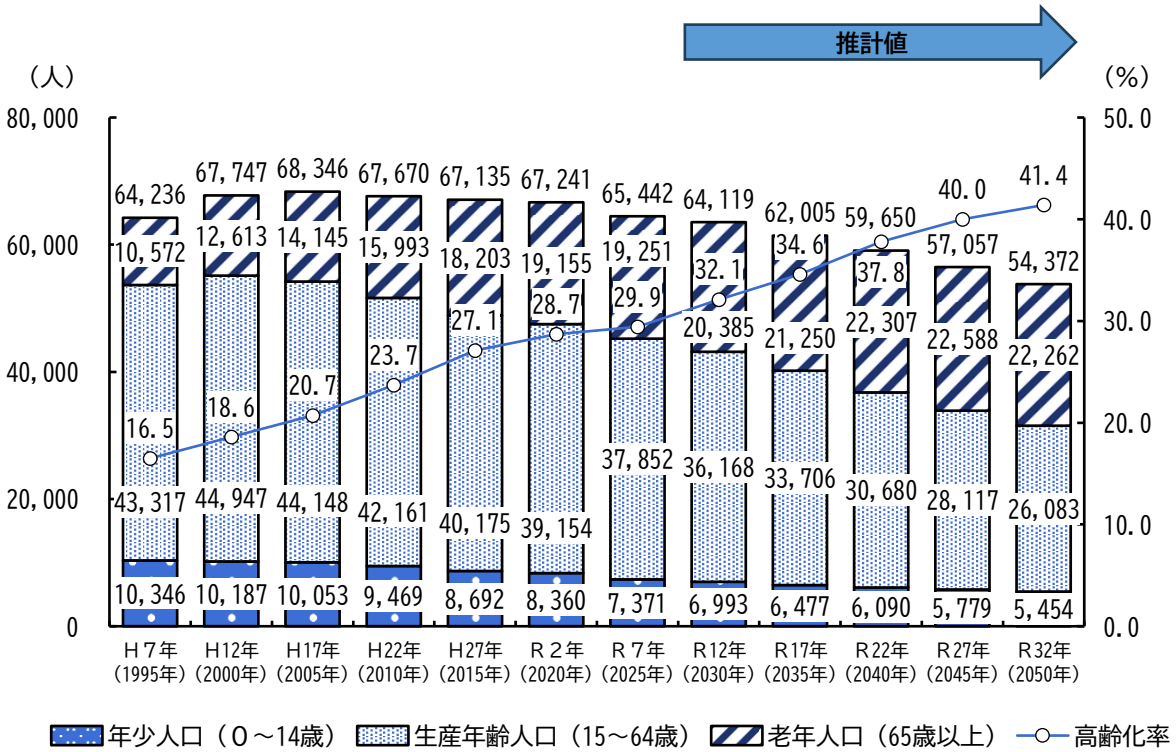

※　総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢の合計値と一致しない

資料：実績／総務省「国勢調査」、推計／塩尻市企画課による推計

（２）身体障がい者の状況

身体障がい者の総数は、平成25年（2013年）をピークに減少傾向にあります。障がい種別にみると四肢・体幹の障がいが最も多く、次いで内部障がいが多い状況です。

年齢別には、65歳以上の高齢者が約75％を占めています。

図表　２　障がい種別　身体障がい者（手帳所持者　）数の推移

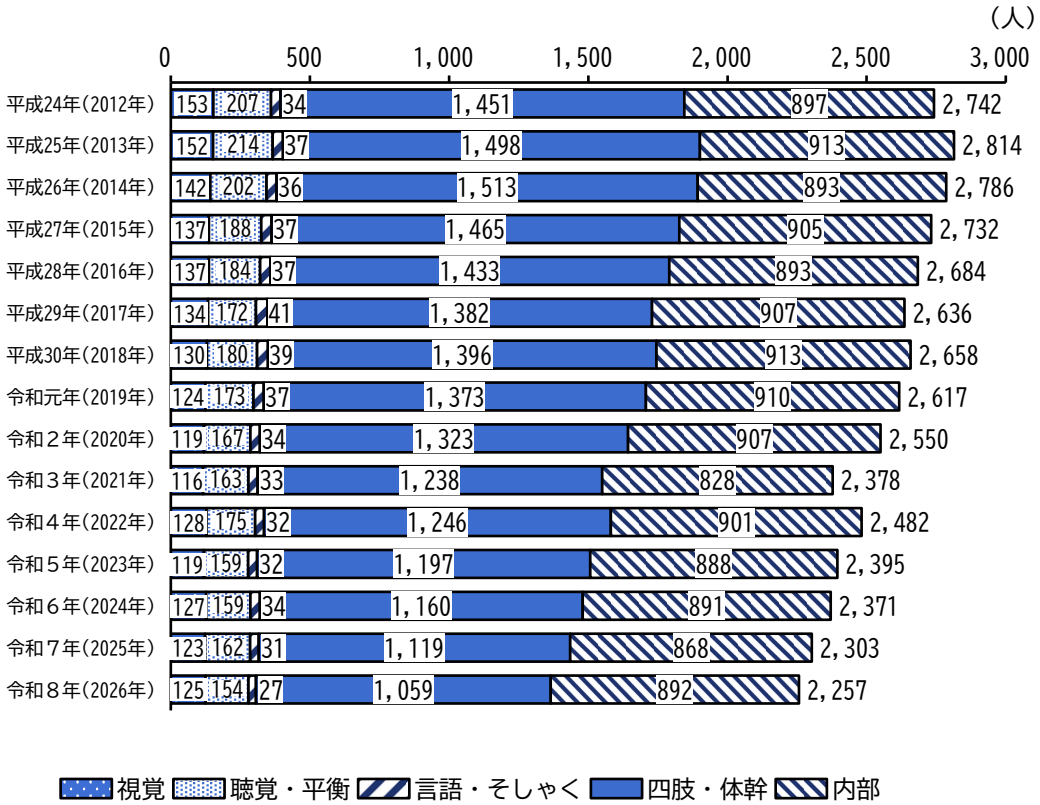

資料：塩尻市福祉支援課　各年４月１日

図表　３　年齢別・障がい等級別　身体障がい者（手帳所持者）数

単位：人

年齢＼等級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計	割合
０～５歳	1	0	5	0	0	1	7	0.3%
６～14歳	12	4	6	1	0	1	24	1.1%
15～17歳	0	3	1	1	0	1	6	0.3%
18～19歳	1	4	1	0	0	1	7	0.3%
20～39歳	30	18	13	8	3	12	84	3.7%
40～49歳	40	11	17	19	3	6	96	4.3%
50～59歳	56	42	34	42	15	13	202	8.9%
60～64歳	31	28	22	43	17	6	147	6.5%
65～74歳	103	68	80	94	33	20	398	17.6%
75歳以上	352	138	279	343	101	73	1,286	57.0%
計	626	316	458	551	172	134	2,257	100%

資料：塩尻市福祉支援課　令和８年（2026 年）４月１日

（３）知的障がい者の状況

知的障がい者数はやや増加傾向で、平成30年（2018年）から令和８年（2026年）にかけて約1.2倍となっています。年齢別にみると、20～39歳が最も多く、次いで40～64歳が多くなっています。

図表 ４ 障がい程度別 知的障がい者（療育手帳所持者）数の推移

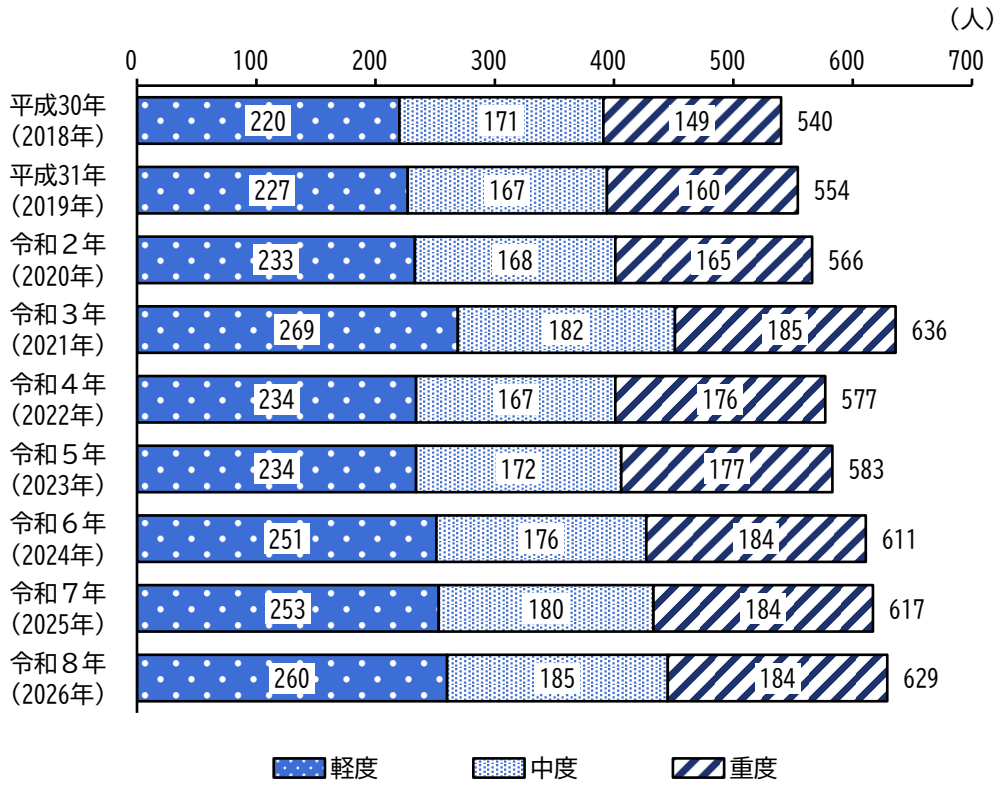

資料：塩尻市福祉支援課 各年４月１日

図表 ５ 年齢別・障がい程度別 知的障がい者（療育手帳所持者）数

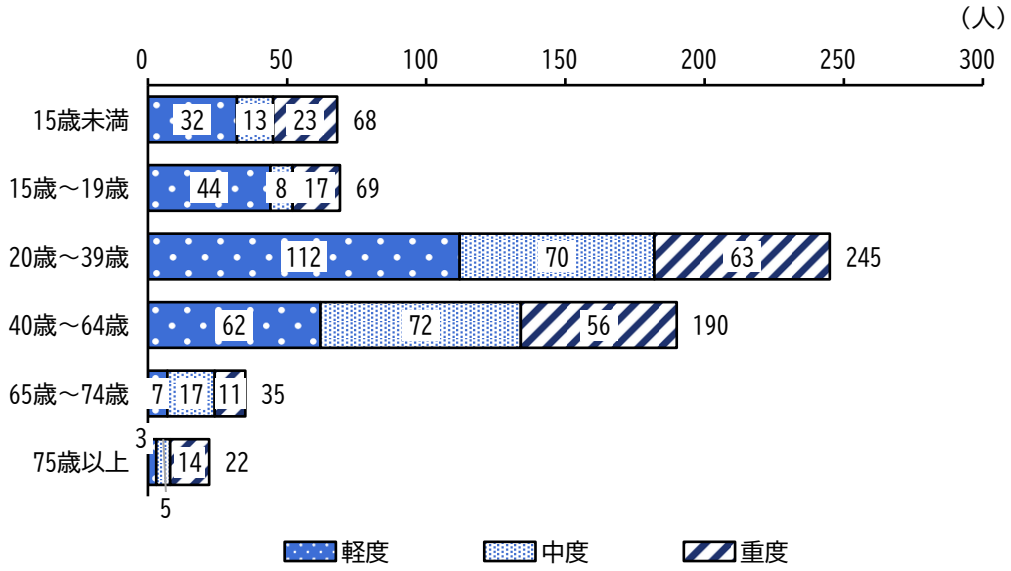

資料：塩尻市福祉支援課 令和８年（2026 年）４月１日

（４）精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成30年（2018年）から令和８年（2026年）にかけて約1.5倍になっています。自立支援医療利用者数は令和２年（2020年）から令和５年（2023年）まで減少していましたが、令和６年（2024年）以降増加しています。

年齢別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療利用者ともに、50～59歳が最も多くなっています。

図表 ６ 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療利用者数の推移

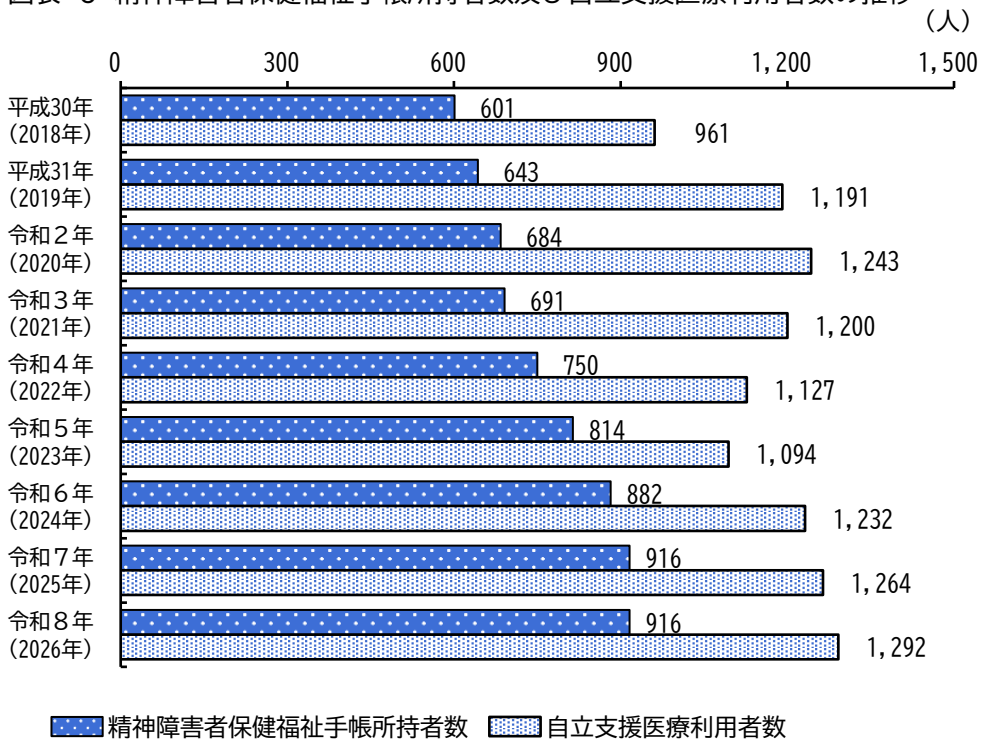

資料：塩尻市福祉支援課 各年４月１日

図表 ７ 年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療利用者数

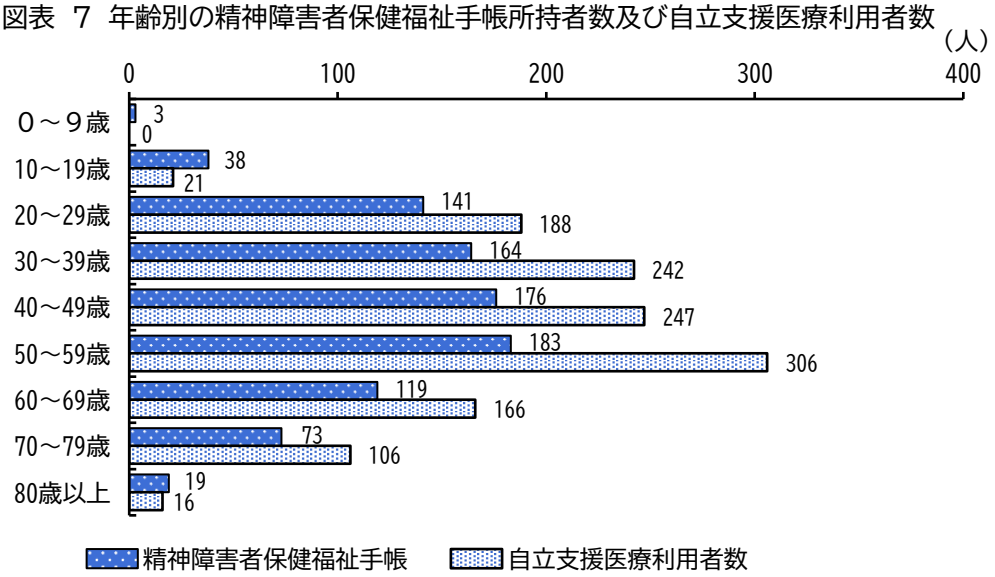

資料：塩尻市福祉支援課 令和８年（2026 年）４月１日

（５）障害福祉サービス支給決定者数と給付費

障害福祉サービスの支給決定者数と給付費は、令和７年度（2025年度）で、それぞれ592人、約16億6千万円となっています。

経年でみると、いずれも増加しており、平成30年度（2018年度）から令和７年度（2025年度）にかけて、支給決定者数で約1.4倍、給付費で約1.8倍となっています。

図表 ８ 障害福祉サービス支給決定者数と給付費の推移

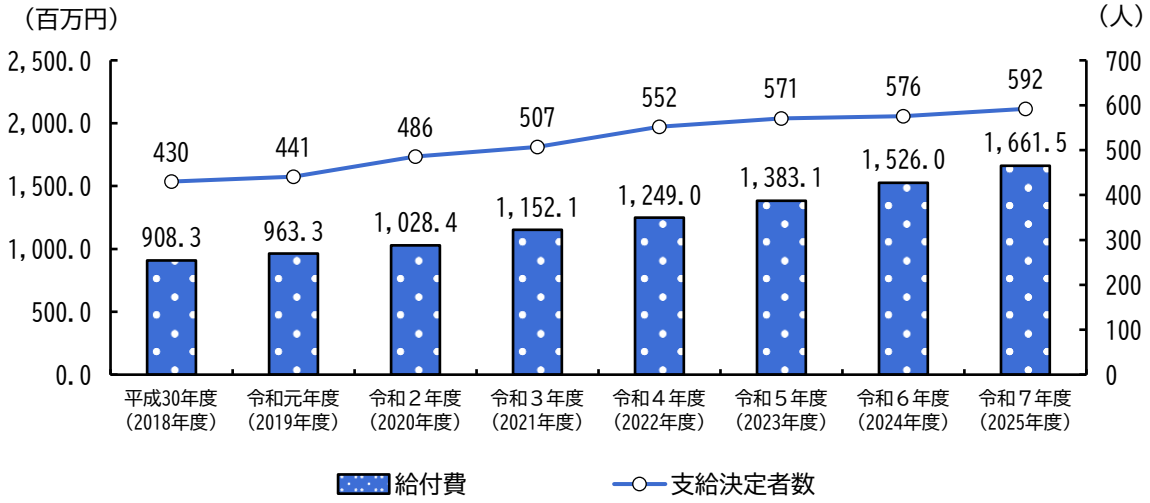

資料：塩尻市福祉支援課

（６）障がい者の雇用状況

長野県内の民間企業における雇用障がい者数は、令和７年（2025年）で8,246人となっており、実雇用率は全国よりも高い水準で推移しています。

地方公共団体としての塩尻市における実雇用率は、令和７年（2025年）には2.84%となっています。

図表 ９ 民間企業の雇用障がい者数・実雇用率の推移（長野県）

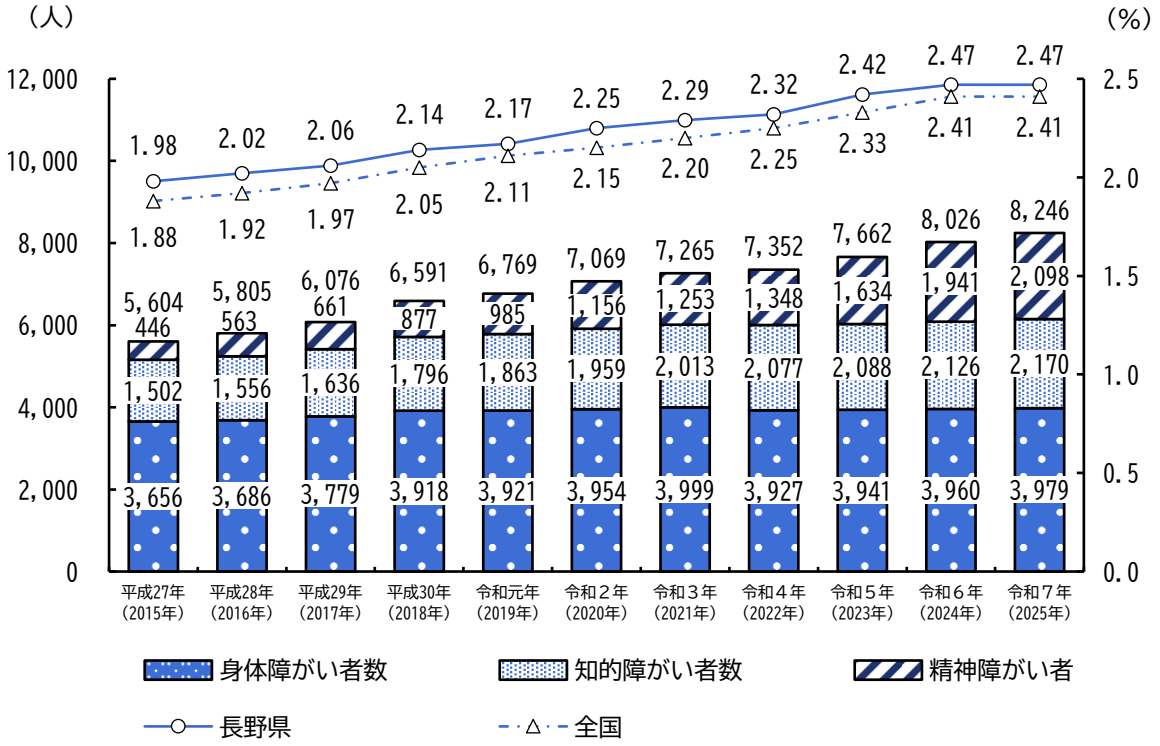

資料：長野労働局

図表 10 地方公共団体＜塩尻市・塩尻市教育委員会＞における雇用状況

	塩尻市		塩尻市教育委員会	
	障がい者数(人)	実雇用率(%)	障がい者数(人)	実雇用率(%)
令和元年（2019 年）	3	0.96	4	5.19
令和２年（2020 年）	8	2.63	2	2.56
令和３年（2021 年）	8	2.78	3	3.85
令和４年（2022 年）	8	2.79	1	1.32
令和５年（2023 年）	8	2.67	2	2.74
令和６年（2024 年）	9	2.88	1	1.35
令和７年（2025 年）	11	2.84	3	4.05

資料：塩尻市福祉支援課

2　前プランの取り組みにおける成果と課題及び当事者の意向

本節では、前プランの推進目標ごとに、目標達成状況や成果・課題を整理します。併せて、障がい福祉に関するアンケート調査より、関連する結果を示します。

【障がい福祉に関するアンケート調査の概要】

◆実施方法

・調査対象者　：障害者手帳所持者（18 歳以上 400 人／18 歳未満 100 人／全体 500 人）
・抽出方法　　：無作為抽出
・調査方法　　：郵送による配布・回収、WEB による回答
・実施期間　　：令和８年（2026 年）７月９日～７月 28 日
・調査記入者　：封筒の宛名となっている「本人」（障がいのある方）もしくは「本人の家族」、「家族以外の介助者」に記入を依頼

◆回収状況

・回収数：18 歳以上 165 件／18 歳未満 45 件／全体 210 件
・回収率：18 歳以上 41.3%／18 歳未満 45.0%／全体 42.0%

推進目標① 誰もが認め合える「関係づくり」

施策１　障がいに対する学びと理解の促進

●数値目標	令和５年（現状値）	令和６年（実績値）	令和７年（実績値）	令和８年（目標値）
福祉に関する学習を実施した学校数（市出前講座及び市社会福祉協議会福祉普及校補助金申請校数）	13 校	15 校	18 校	17 校
支え合いワークショップへの延べ参加人数	67 人	228 人	235 人	240 人

●主な取り組みと成果	●課題
・市社会福祉協議会の出前講座による市内小中学校での福祉学習に加え、学校教育課と連携し、特別支援学級と通常学級の交流及び共同学習や福祉施設でのふれあい体験を通じて、互いの個性を認め合う福祉教育を進めました。 ・支え合いワークショップ等において、地域福祉計画に掲げる基本理念及びありたい姿の周知を推進しました。 ・毎年 12 月の障害者週間に合わせた市広報の特集記事の掲載や、就労継続支援事業所の通所者と共に行う物資配布・ヘルプマークの周知、福祉サービスや制度をまとめた手引きの作成・配布により、障がい特性や制度への理解促進を図りました。	・福祉学習や交流が単発の行事や形骸化した体験学習にとどまらず、個々の特性に応じた、ねらいを明確にした継続的な学びとなるよう、市社会福祉協議会や学校との連携を深めることが必要です。 ・支え合いワークショップの開催形態に差異があるため、今後は厚生労働省が推進している「ともいき研修」を市社会福祉協議会、公民館等と連携して開催し、地域で共に生きていくことを考える機会とする必要があります。 ・啓発がマンネリ化しないよう様々な角度から取り組むとともに、障がい特性ごとの啓発を増やしていく必要があります。

・手話の日（９月 23 日）のブルーライトアップ、デフリンピック応援イベントの開催、手話通訳付きの市長定例会見やタウンミーティングの実施など、手話言語条例に基づく取り組みを進めました。	

施策２　差別や偏見のない共生社会の構築

●数値目標	令和５年（現状値）	令和６年（実績値）	令和７年（実績値）	令和８年（目標／実績値）
障がいにより差別や嫌な思いをしたことがある人の割合（障がい福祉に関するアンケート調査）	60.3%*2	−*1	−*1	50.0% 60.5%

●主な取り組みと成果	●課題
・障害者差別解消法・合理的配慮について、市ホームページ、市広報、チラシ・ポスターで周知啓発するとともに、松本障害保健福祉圏域差別解消協議会で相談事例や好事例を共有しました。 ・合理的配慮物品購入等助成事業の実施や、学校・事業所への手話リーフレットの配布に取り組んだほか、秘書広報課等と連携して、市ホームページ・広報塩尻の情報アクセシビリティ向上を進めました。 ・障がい者虐待の通報があった都度、コアメンバー会議の開催や事実確認を行って本人の安全を最優先に対応するとともに、医療機関、保健所、相談支援センター等との連携により、早期発見・対応に努めました。	・令和６年４月に事業者による合理的配慮の提供が義務化されたものの、アンケートでも差別や嫌な思いをしたことがある人の割合が高い水準にあることから、民間企業等への啓発や、地域により広く伝わる手法の研究が必要です。 ・助成事業に頼らずコミュニケーション支援が各所で広がるよう啓発を進めるとともに、聴覚障がい以外の障がいへの理解促進や、当事者のニーズを反映した情報提供の仕組みづくりが求められています。 ・虐待の防止にあたっては、障がいへの理解促進と併せて周知することが重要であるとともに、日頃から関係機関間の連絡を密にしていく必要があります。

＊1 アンケートは３年に一度の実施のため結果なし

＊2 令和５年度調査の結果（現状値）。差別体験は「ある」「少しある」の合計。

■差別・偏見の体験について

差別や嫌な思いをした体験が「ある」「少しある」との回答は合わせて60.5%となり、前回調査（60.3%）とほぼ同水準です。内訳では「ある」が35.0%と前回（26.8%）から8.2ポイント増え、「少しある」は25.5%（前回33.5%）に減っています。障がい種別では、知的障がい者（「ある」42.1%）と精神障がい者（同38.2%）で「ある」の割合が高くなっています。

図表 11　差別や嫌な思いをした体験の有無

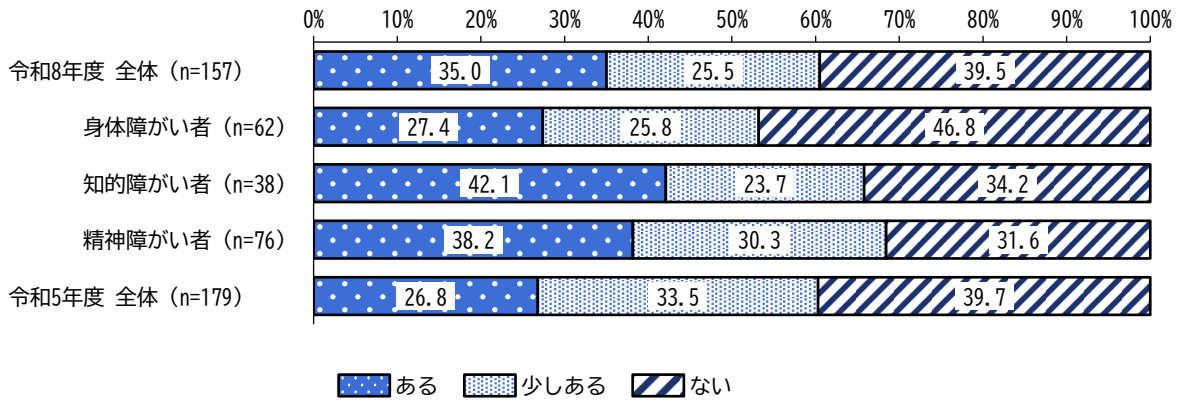

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和８年７月）

差別や嫌な思いをした場所は「学校・仕事場」が55.3%で最も高く、次いで「外出先」39.4%、「仕事を探すとき」30.9%の順です。前回に比べ「余暇を楽しむとき」（8.5%→14.9%）が増え、「仕事を探すとき」（37.7%→30.9%）が減っています。

図表 12　差別や嫌な思いをした場所（複数回答）

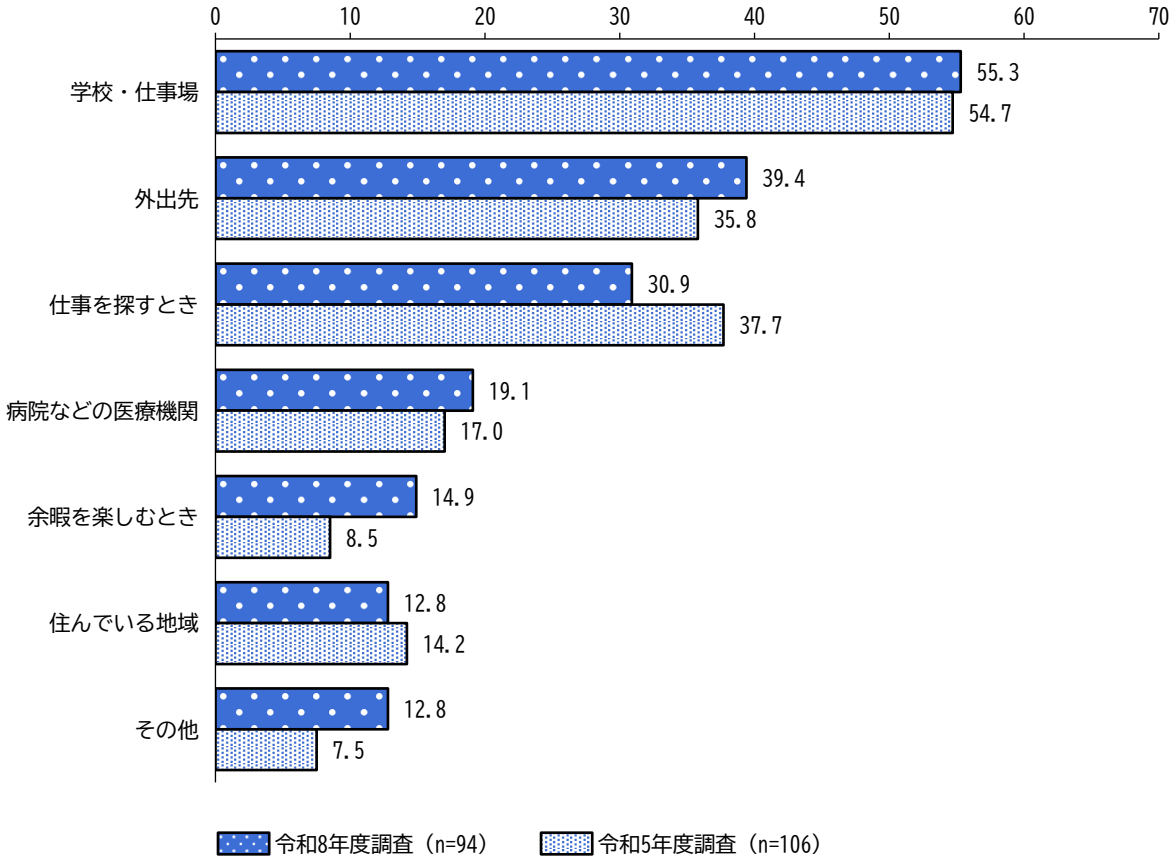

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

■力を入れてほしい障がい者福祉施策

「生活の安定のための年金や手当の充実」が68.1%で最も高く、次いで「障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報活動」(36.9%)、「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」(34.4%)、「障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保」(31.3%)の順です。前回に比べ、啓発・広報活動、住宅や建物・交通機関の整備、職業訓練や雇用の確保、差別を受けた際の相談窓口の充実は、いずれも割合が減少しています。

図表 13　力を入れてほしい障がい者福祉施策（複数回答）

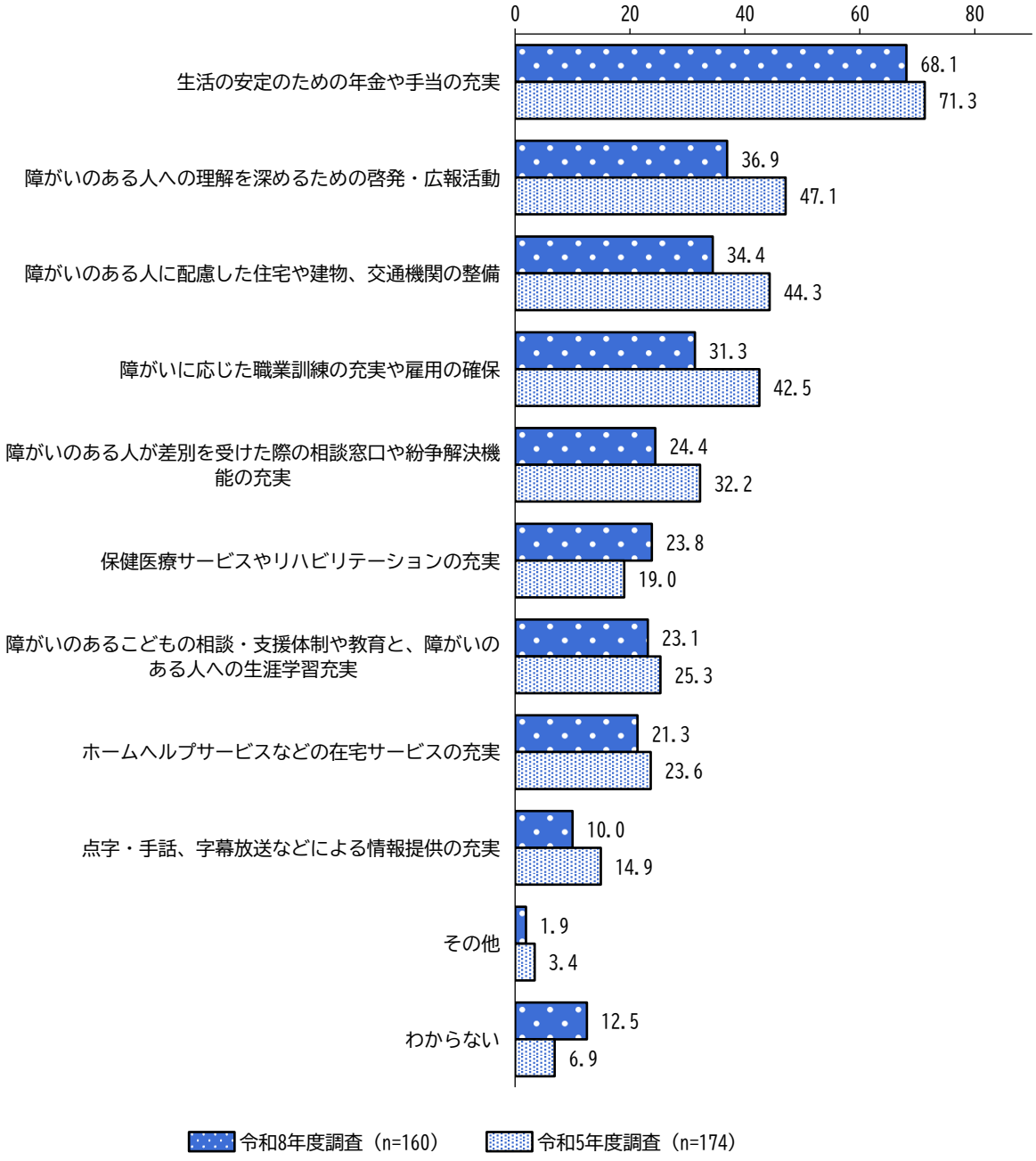

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

推進目標② 困ったときに頼れる「安心づくり」

施策１　相談しやすい環境の整備

●数値目標	令和５年（現状値）	令和６年（実績値）	令和７年（実績値）	令和８年（目標／実績値）
障がい者基幹相談支援センター「ボイス」を知っている障がい者の割合（障がい福祉に関するアンケート調査）	36.9%*2	－*1	－*1	50.0% 43.2%

●主な取り組みと成果	●課題
・障がい者基幹相談支援センター「ボイス」が、行政を含めた地域の関係機関と相互に連携しながら、地域の相談支援体制を構築しました。 ・市ホームページや市広報の特集記事で相談窓口の周知を図りました。 ・相談支援専門員の資質向上のため、「ボイス」と圏域内の主任相談支援専門員が連携し、事例検討等を実施しました。 ・全世代対応型支援体制整備事業において、属性や分野（障がい・高齢・困窮等）を超えた複雑化・複合化した課題に対し、多機関が協働して包括的に対応する仕組みを構築し、連携しました。	・地域における相談支援体制の強化に向けては、相談支援事業所等の人員を確保するとともに、スタッフの資質・技量の向上を図り、地域全体で包括的に相談を受け止める体制を研究・強化していく必要があります。 ・相談支援専門員の不足等により、本人や家族が希望しても相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成支援を受けられず、やむを得ずセルフプランとなる場合があることから、その実態を把握し、のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援体制の確保が必要です。 ・基幹相談支援センターの役割や相談窓口について、より多くの人が触れる媒体を通じた周知を継続する必要があります。 ・全世代対応型支援体制（重層的支援体制）の運用においては、複雑化・複合化した課題を多機関協働につなぐ仕組みを市民や関係機関へ広く周知し、支援者を支える機能を一層発揮していくことが求められています。

＊1 アンケートは 3 年に一度の実施のため結果なし

＊2 令和 5 年度調査の結果（現状値）。「知っている」は「利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」の合計。

■障がい者基幹相談支援センターボイスの認知・利用状況

ボイスを「利用したことがある・現在利用している」人は24.7%（前回19.0%）に増え、「知っているが利用したことはない」は18.5%（前回17.9%）、「知らない」は56.8%（前回63.0%）に減りました。「知っている」（利用経験を含む）は合わせて43.2%で、前回（36.9%）から6.3ポイント増えています。一方で、「知らない」が依然として5割を超えています。

年代別にみると、利用経験がある割合は30代（39.3%）や20代（34.5%）で高く、60代では8.8%にとどまります。60代では「知らない」が76.5%を占め、年代が高くなるほど認知が低い傾向があります（10代・70代以上は回答者数が少ないため省略）。

図表 14　ボイスの認知・利用状況

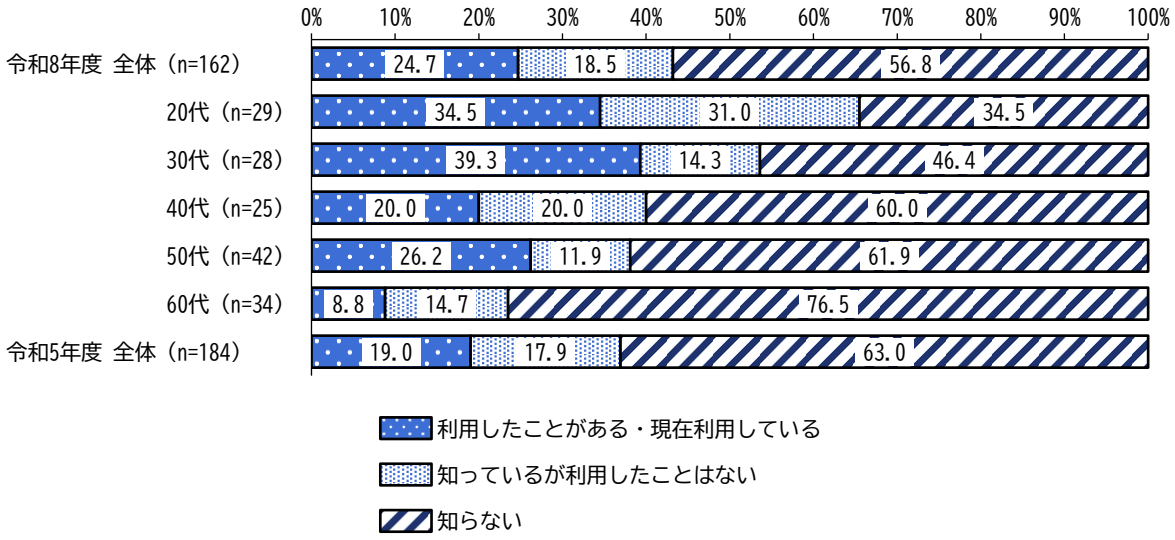

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

施策２　生活を支える多様なサービスや制度利用の促進

●数値目標	令和５年（現状値）	令和６年（実績値）	令和７年（実績値）	令和８年（目標値）
障害福祉サービス支給決定者数	571 人	576 人	592 人	627 人
暮らしている地域は、心や体などに障がいがあっても安心して暮らせると感じる市民の割合（市民意識調査）	24.5%	24.8%	25.7%	29.5%

●主な取り組みと成果	●課題
・障害者総合支援法による障害福祉サービス、補装具の利用希望者の申請受付、支給決定、給付を行いました。 ・人材育成促進事業補助金により、相談支援専門員や強度行動障がい支援者の育成を支援しました。 ・長期入院者が地域で生活できるよう、松本圏域の「ひとり暮らし体験事業」を実施しました。 ・障がい者施設整備補助金の交付により、生活介護事業所等の施設改修を支援しました。	・障がい児者の自立を支えるため、対象者の自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと、障がいがあってもその能力を活用して社会活動に参加することを念頭に、障がい福祉サービスの量と質を担保していくことが必要です。 ・重度心身障がい児者・医療的ケア児者及び強度行動障がい児者を支援する事業所が不足しているため、圏域で連携して事業を実施する必要があります。

施策３　地域での支え合い体制の構築

●数値目標	令和５年（現状値）	令和６年（実績値）	令和７年（実績値）	令和８年（目標／~~実績~~値）
奉仕員養成講座修了者数（手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員）	48 人	35 人	29 人	48 人
避難行動要支援者登録制度に登録する障がい者の人数	213 人	229 人	220 人	250 人

●主な取り組みと成果	●課題
・手話奉仕員養成講座等の開催による意思疎通支援人材の育成を推進しました。 ・医療的ケア児等を対象としたワークショップ・避難訓練を実施しました。 ・避難行動要支援者名簿の見直しなど、当事者視点を取り入れた防災・防犯対策を展開しました。 ・「こころの健康相談」や職員研修等を通じた自殺予防・心のケア体制の強化を推進しました。	・奉仕員養成講座は毎年一定数の参加者がいる一方、修了者数は目標を下回っています。 ・防災・避難支援の推進においては、個別避難計画の作成促進や名簿の精度向上を図る必要があります。 ・年代ごとの課題に応じた心のケア・自殺対策や、ひきこもり等の相談に対する関係部署間の連携体制・ネットワークの維持が課題です。

■同居家族と介助の状況

同居している人は「父母・祖父母・兄弟」が48.8%で最も多いものの、前回（61.4%）から減少し、「配偶者」が27.4%（前回18.5%）に増えています。「いない（ひとりで暮らしている）」は20.7%です。

図表 15　同居人（複数回答）

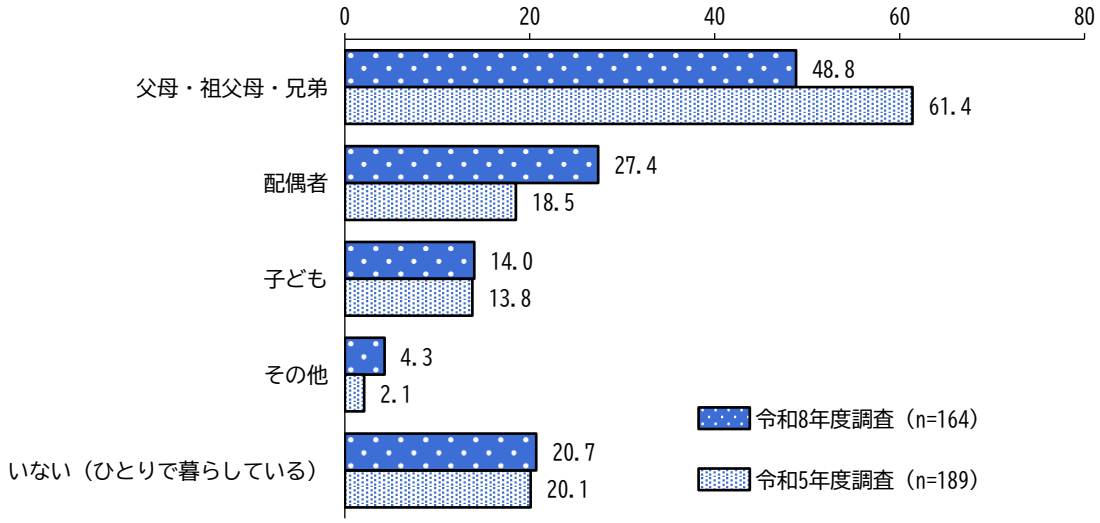

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和８年７月）

主な介助者は「父母・祖父母・兄弟」が48.9%で最も多いものの、前回（63.6%）から大きく減り、「ホームヘルパーや施設の職員」が23.9%（前回14.8%）に増えました。介助者の年齢は「50代」が34.4%、「60代」が24.6%となっており、「40代」「70代」は各13.1%です。

図表 16　主な介助者

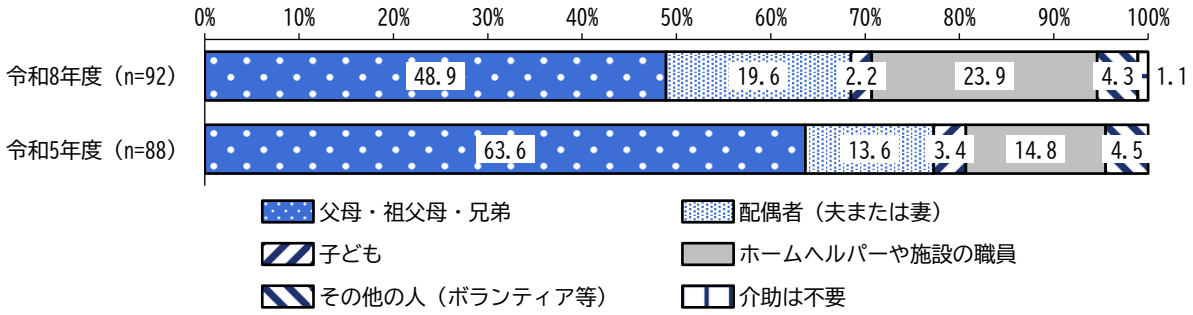

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

図表 17　主な介助者の年齢

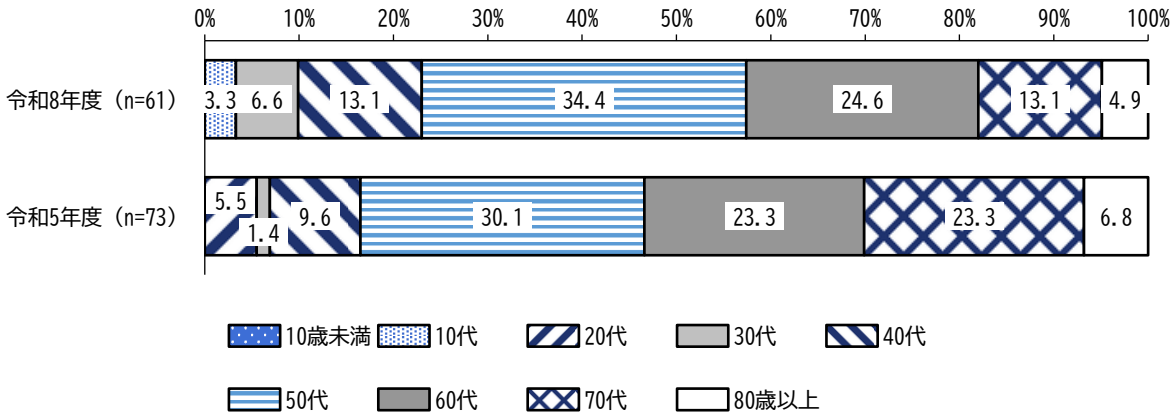

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

■家族不在時に助けてくれる人の有無

家族が不在の場合やひとり暮らしの場合に助けてくれる人が「いる」は39.0%、「いない」は38.2%、「わからない」は22.8%で、前回と大きな変化はありません。「いない」「わからない」を合わせると約6割にのぼります。

図表 18　家族不在時に助けてくれる人の有無

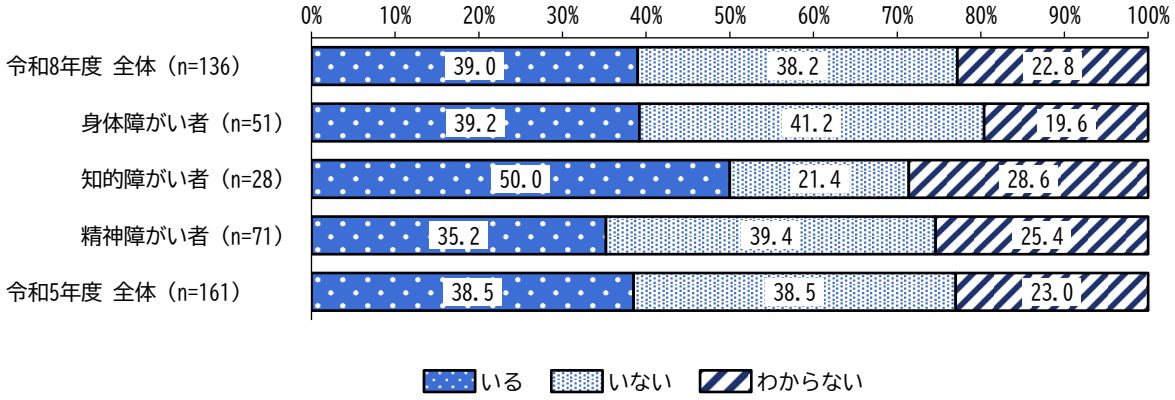

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

■困りごとや必要な支援

現在困っていることや相談したいことは「経済的なこと」が43.1%で最も高く、次いで「就労」（25.6%）、「将来の介助」（25.0%）、「親の高齢化」（23.8%）の順です。

図表 19　困りごと・相談したいこと（複数回答）

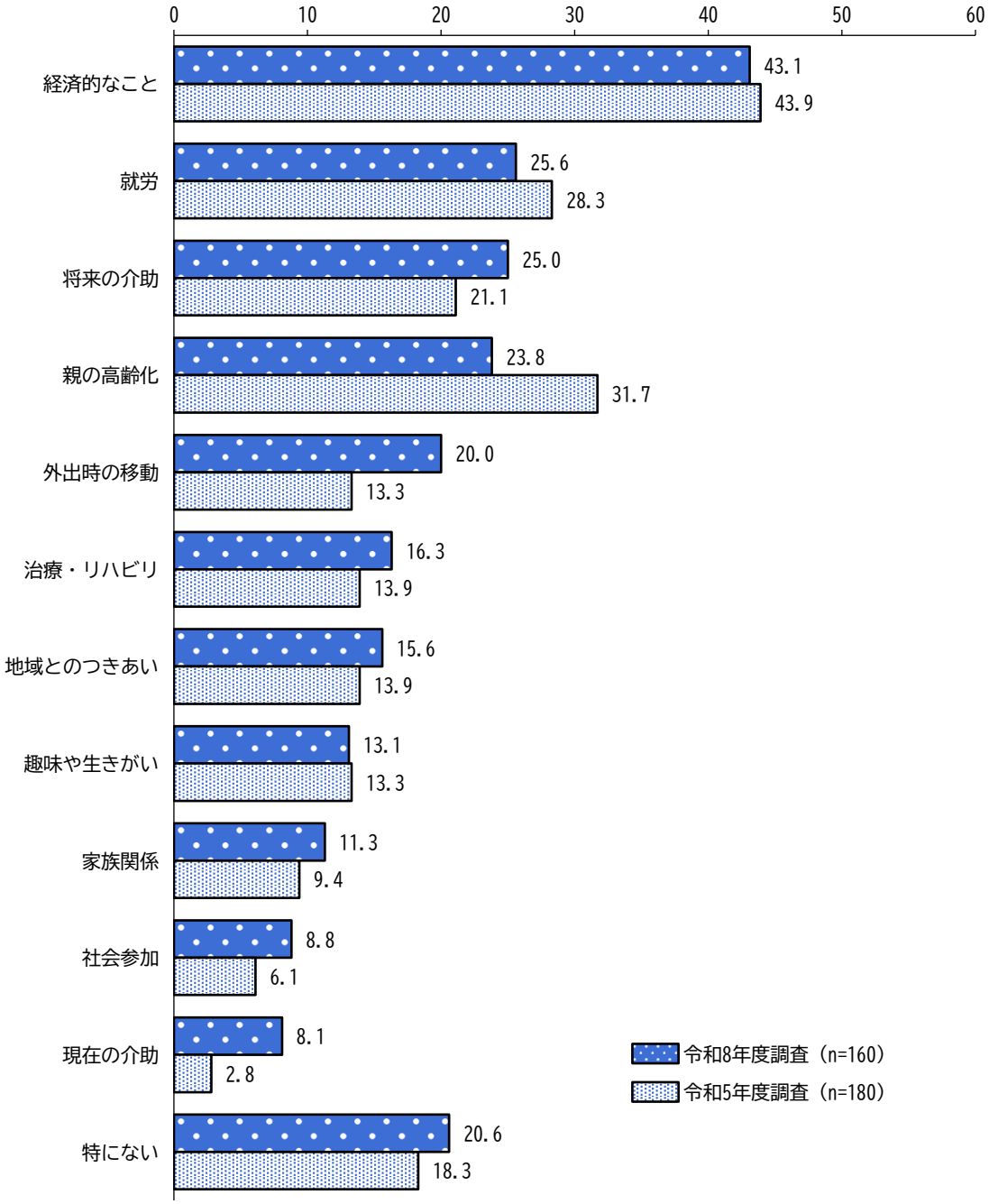

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

地域で生活するために必要な支援は「経済的な負担の軽減」が59.2%（前回53.4%）で最も高く、次いで「障害福祉サービスの充実」（45.2%）、「相談対応等の充実」（28.7%）です。前回に比べ「在宅医療ケアの充実」（9.0%→19.1%）が増え、「就労支援の充実」（39.3%→25.5%）、「地域住民等の理解」（24.2%→18.5%）が減っています。困りごと、必要な支援のいずれも経済面の回答が多い状況です。

図表 20　地域で暮らすために必要な支援（複数回答）

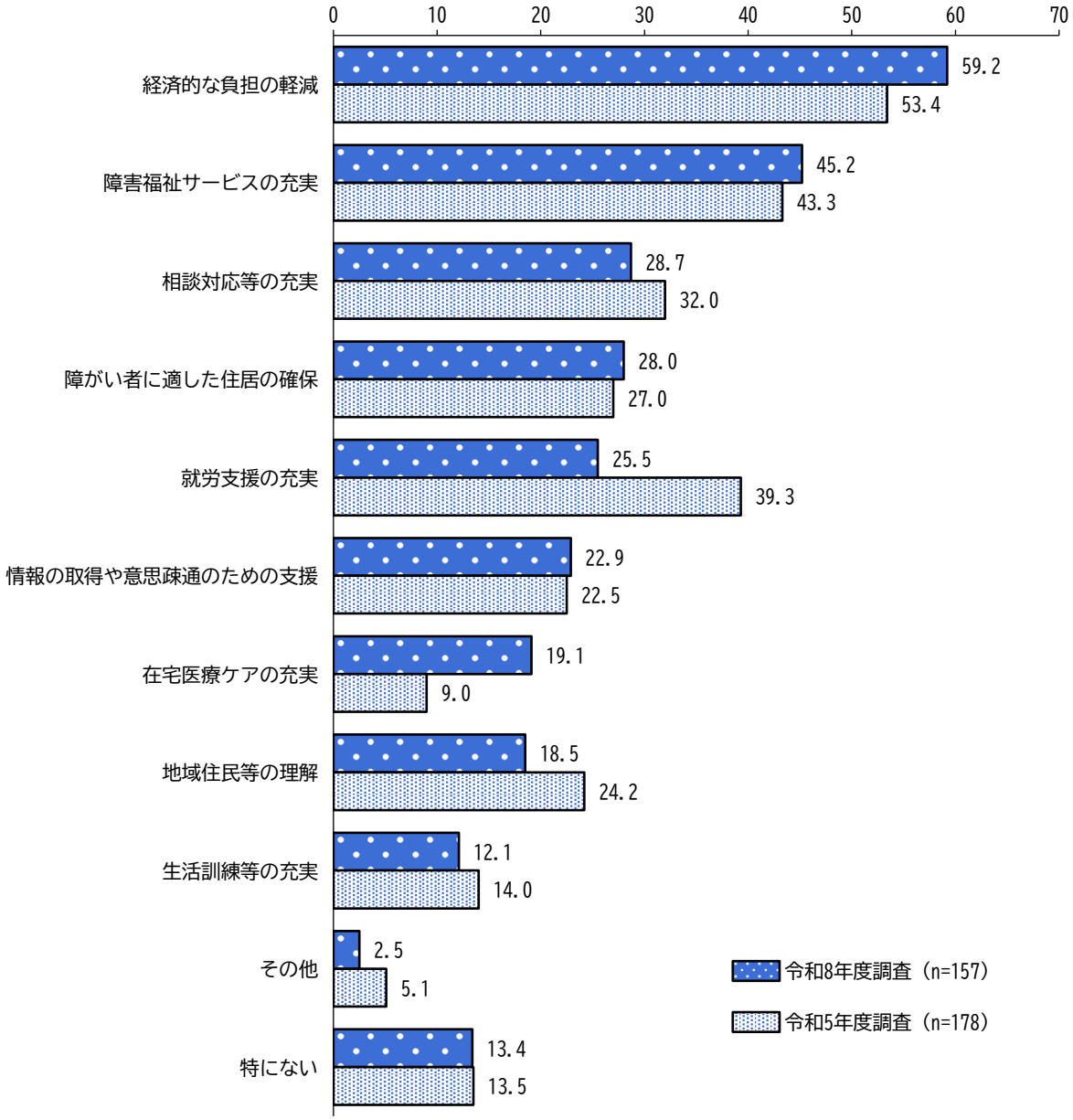

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

■外出時に不安を覚えること

外出先で困ることは「困った時にどうすればいいのか心配」が35.3%（前回31.4%）で最も高く、次いで「周囲の目が気になる」（22.3%）、「発作など突然の身体の変化が心配」（15.8%）です。

図表 21　外出先で困ること（複数回答）

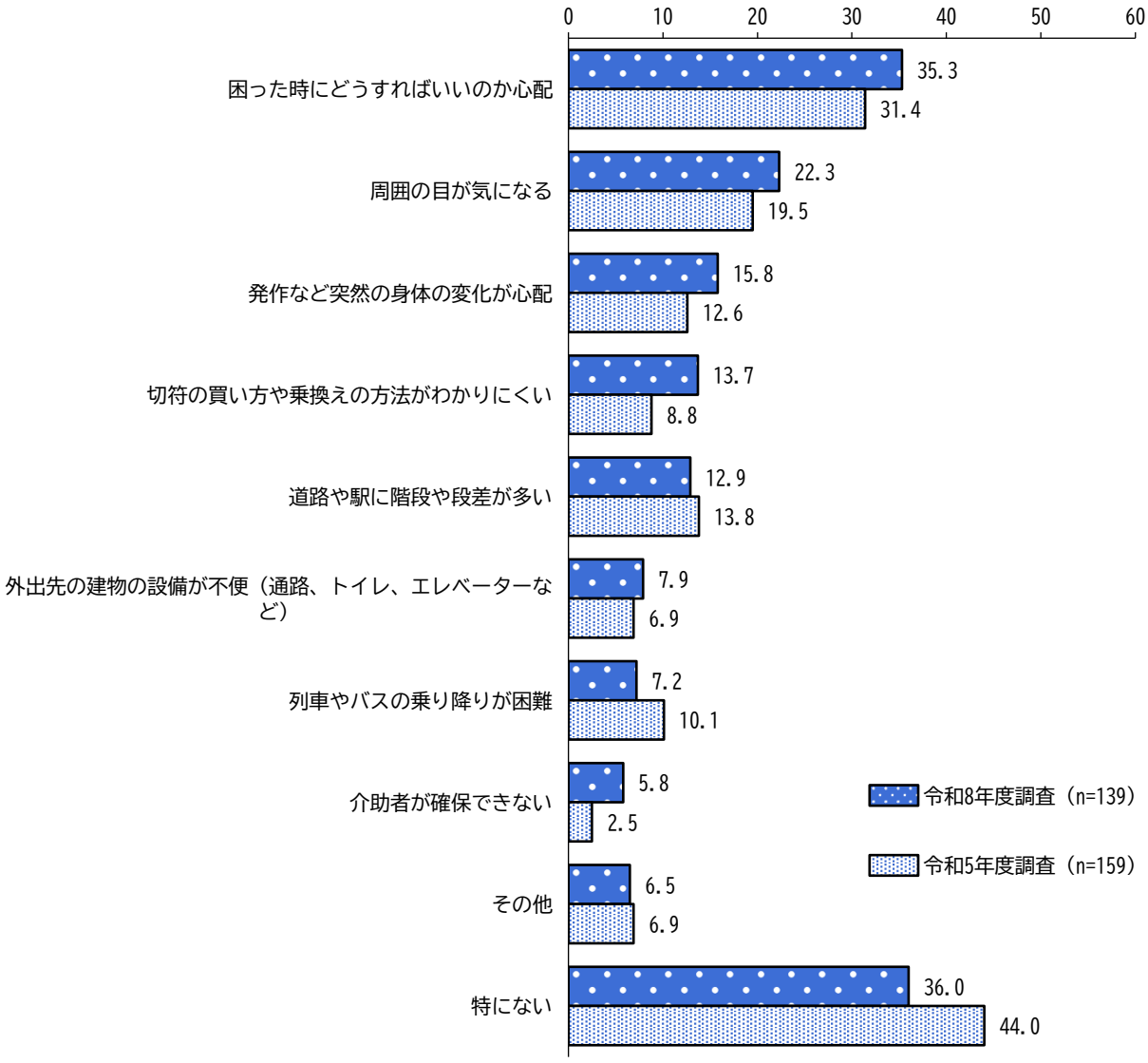

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

推進目標③ 誰でも参加と活躍ができる「場づくり」

施策１　地域における多様な居場所の整備

●数値目標	令和５年（現状値）	令和６年（実績値）	令和７年（実績値）	令和８年（目標値）
施設入所者の地域移行者数	０人	０人	１人	４人

●主な取り組みと成果	●課題
・地域移行支援事業により、施設の退所前や退院前からの切れ目のない支援を行いました。 ・松本圏域の地域移行プロジェクトへの参加を通じて、精神障がい者の退院・社会復帰に向けた現状や課題を共有しました。 ・松本圏域の自立支援協議会プロジェクト等において、強度行動障がい児者・医療的ケア児者及び重度心身障がい児者が安心して地域で過ごせる居場所の研究を進めました。 ・松本圏域の医療的ケア児等コーディネーターが集まり、情報共有を行いました。 ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・相談対応を実施しました。	・地域で生活していくために必要な住まいや日中活動の場が不足しています。 ・成年後見制度は、周知が進み、利用ニーズが増加していることから、適切な利用につなげる体制づくりが必要です。 ・ひきこもり対策の学習会は参加者が少ない傾向にあるため、周知の工夫や丁寧な個別支援を進める必要があります。

■現在と将来の暮らし方

現在の暮らし方は「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」が46.9%（前回55.9%）、「配偶者またはパートナー（やこども）と一緒に暮らしている」が29.6%（前回22.0%）です。今後3年以内の希望では、「配偶者またはパートナー（やこども）と一緒に暮らしたい」が39.7%（前回27.1%）に増え、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」は31.4%（前回45.2%）に減っています。

図表 22　現在の暮らし方

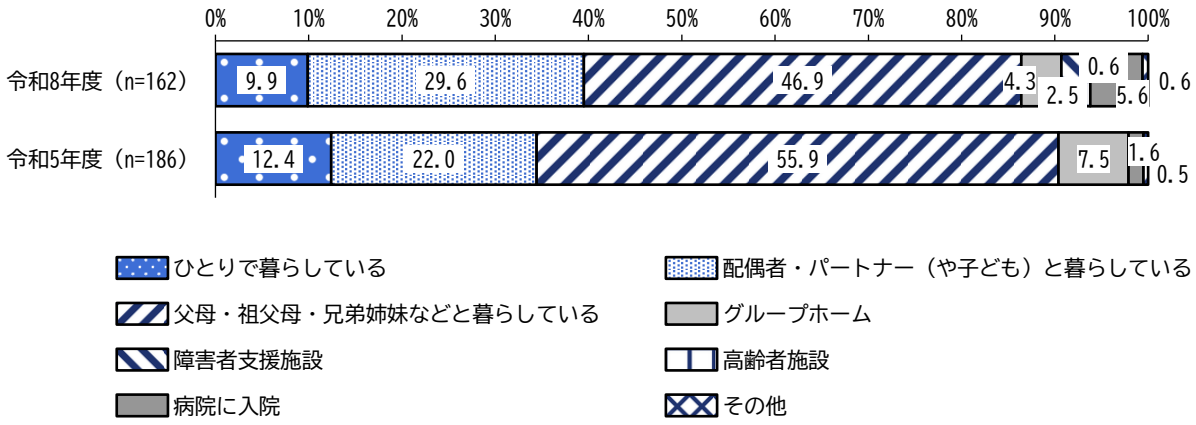

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和８年７月）

図表 23　将来の暮らし方の希望

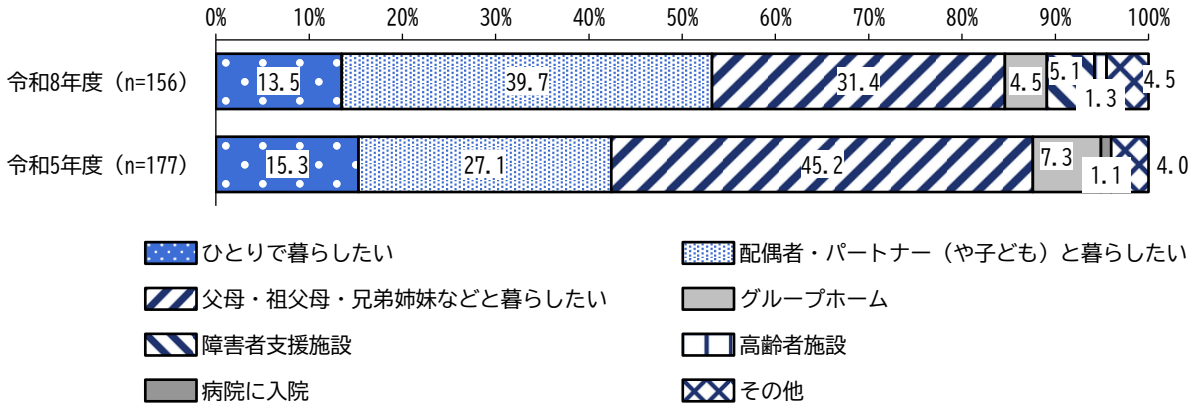

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

施策２　雇用・就労の機会の拡大

●数値目標	令和５年（現状値）	令和６年（実績値）	令和７年（実績値）	令和８年（目標／実績値）
福祉施設から一般就労への移行者数	7 人	3 人	3 人	17 人
就労によって収入を得ている人の割合（障がい福祉に関するアンケート調査）	41.0%*2	–*1	–*1	50.0% 40.1%
市内事業所における障がい者実雇用率	2.18%	2.10%	2.00%	2.7%

●主な取り組みと成果	●課題
・障がい者就業・生活支援コネクター事業を実施し、就労と生活の一体的な支援体制の強化や、地域企業への理解啓発を実施しました。 ・塩尻市役所における調達目標を掲げ、障害者就労施設等からの物品購入や役務の委託を進めました。	・障がい者就業・生活支援コネクター事業を継続することにより、企業における障がい者雇用への理解や就労後の定着支援を一層進めていく必要があります。 ・福祉的就労につながる人が増える一方で、そこから企業等への一般就労にステップアップしていくことが難しい現状があります。

＊1 アンケートは 3 年に一度の実施のため結果なし

＊2 令和 5 年度調査の結果（現状値）

■収入の状況

仕事をして収入を得ている人は40.1%（前回41.0%）で、大きな変化はありません。年収は「150万円～300万円未満」が28.1%で最も多く、次いで「80万円～150万円未満」25.0%、「30万円未満」17.2%（前回9.2%）となっています。就労形態は「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が40.3%（前回34.2%）で最も多く、「正社員で他の職員と勤務条件等に違いはない」は24.2%（前回31.6%）に減りました。

※ここでの就労には、福祉施設や作業所等で収入を得ている方は含みません。

図表 24　収入の有無

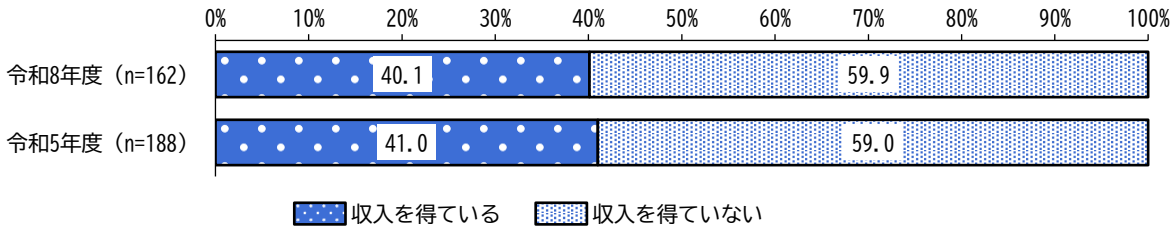

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

図表 25　年収の状況［収入を得ている人］

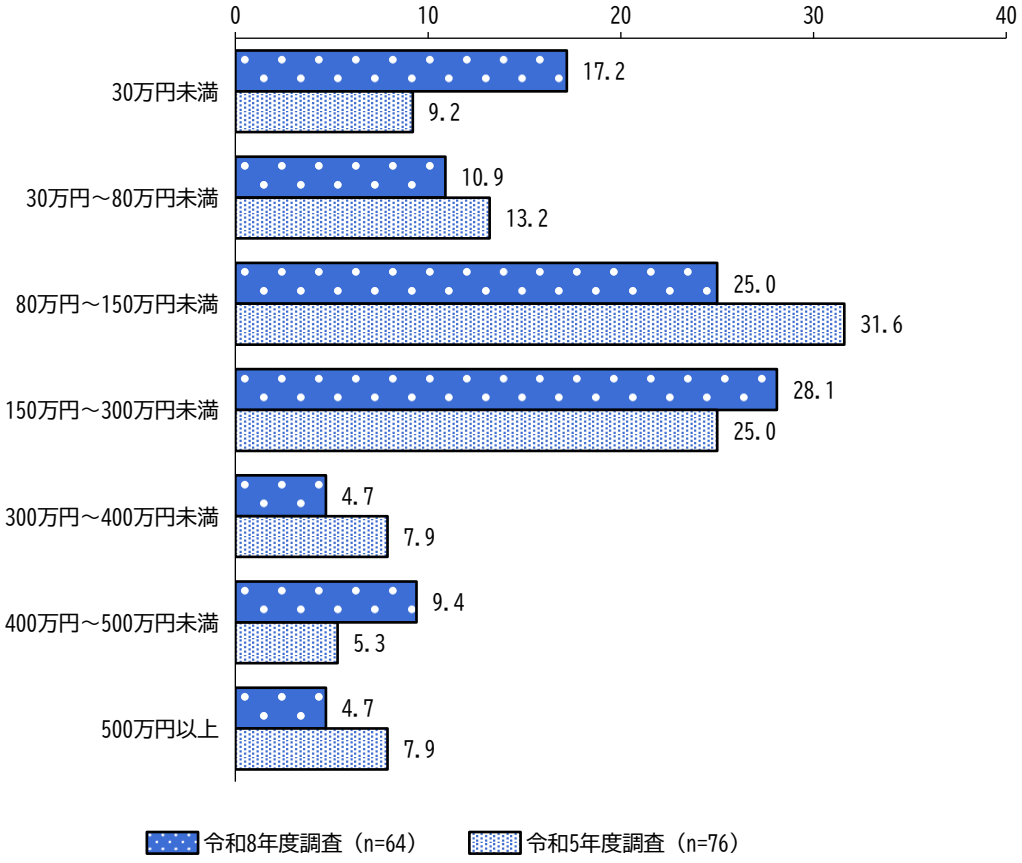

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

図表 26　就労形態［収入を得ている人］

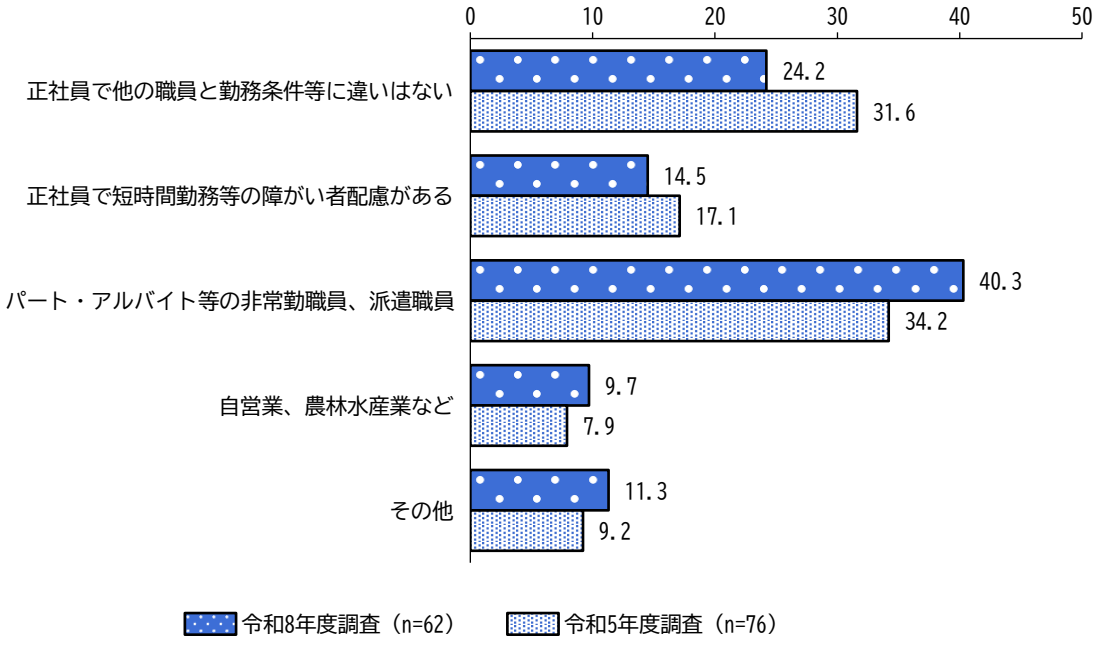

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

■現在収入を得ていない人の意向

収入を得ていない人の日中の過ごし方は「自宅で過ごしている」が63.2%（前回52.5%）に増え、「福祉施設等に通っている」は17.9%（前回36.4%）に減りました。今後の就労意欲は、「仕事をしたい」が20.2%（前回33.3%）、「仕事をしたいが、できない」が62.8%（前回50.5%）で、就労を希望しながら実現できていない人が6割を超えています。

図表 27　日中の過ごし方［収入を得ていない人］

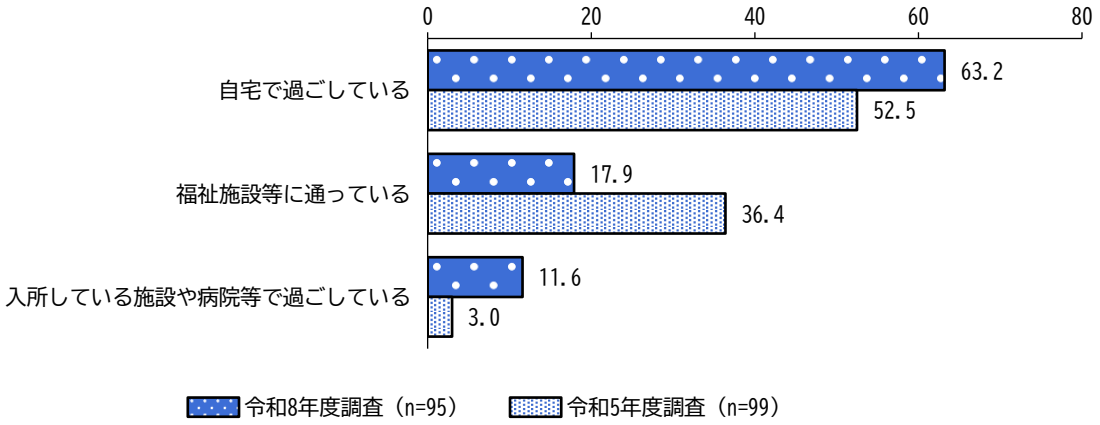

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

図表 28　今後の就労意欲［収入を得ていない人］

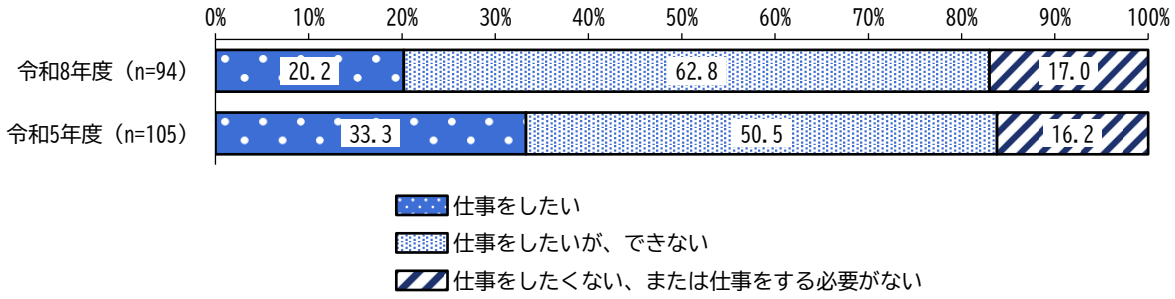

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

■必要な就労支援

就労のために必要な支援は「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が62.5%で最も高く、次いで「働く場の確保」（55.0%）、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（40.6%）です。前回に比べ「働く場の確保」（69.3%）などは減少しています。なお、令和7年10月に始まった「就労選択支援」については、「知らない」が38.5%で最も多く、「今の働き方に満足しており、受ける必要はない」20.5%、「内容を詳しく聞いてから検討したい」16.7%でした。

図表 29　就労支援として必要なこと（複数回答）

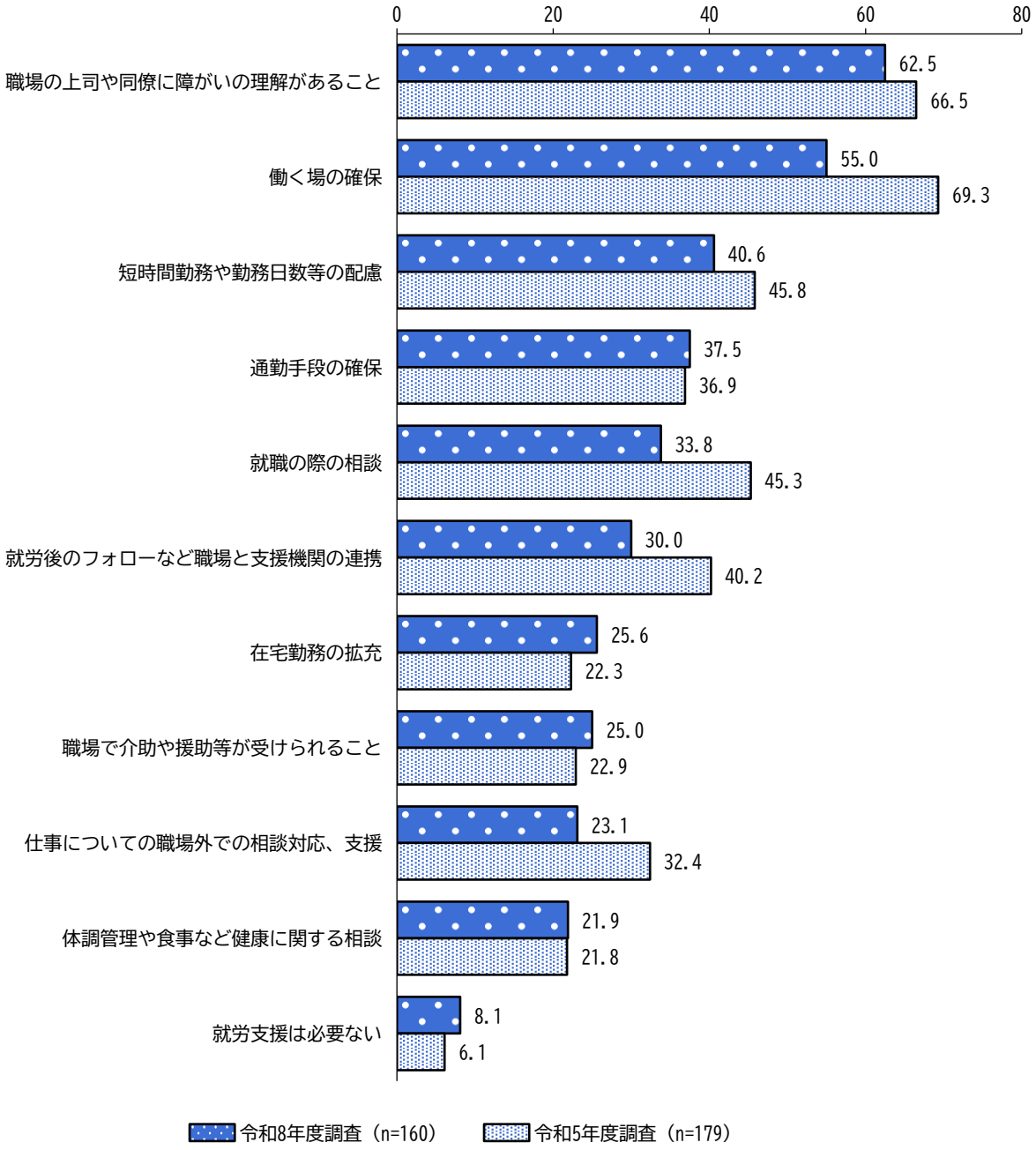

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

施策３　多様な社会参加の促進

●数値目標	令和５年（現状値）	令和６年（実績値）	令和７年（実績値）	令和８年（目標値）
移動支援事業の利用者数	137 人	158 人	153 人	164 人
地域活動支援センターの障がい者向け講座に参加する人数	51 人	50 人	46 人	60 人

●主な取り組みと成果	●課題
・移動支援事業のほか、同行援護・行動援護により、視覚障がいや行動障がいがあっても安全に外出・社会参加ができるよう支援しました。 ・手話通訳者・要約筆記者の派遣等により、聴覚障がい者の社会参加を支援しました。 ・地域活動支援センター事業における講座等により、余暇活動の場を確保しました。 ・公民館事業の中で、手話講座や聴覚障がい者向けの教養講座を実施しました。	・移動支援事業の需要は高い一方で、受け皿が少ないため、環境づくりが必要です。 ・多様な障がいに対応した講座等の検討が必要です。

推進目標④ 多様な育ちを支える「体制づくり」

施策１　切れ目ない発達支援

●数値目標	令和５年（現状値）	令和６年（実績値）	令和７年（実績値）	令和８年（目標値）
児童通所の支給決定者数	238 人	265 人	277 人	308 人
児童通所利用児童数（１か月あたり）	238 人	265 人	277 人	308 人

●主な取り組みと成果	●課題
・児童通所支援については、支給決定者のほぼ全員がサービスを利用しました。 ・こども家庭センターの設置等により、妊娠期から乳幼児期における相談・アセスメント体制が一体的に整備され、相談機能が強化されました。 ・児童発達支援・放課後等デイサービスなどの支給決定により、関係課と連携して早期から療育支援を開始し、児童発達支援を利用したこどもが引き続き療育支援を受けられる環境を確保しました。 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、相談や関係機関との連携を図りました。 ・年中児対象の「元気っ子相談」の実施により、発達上の課題の早期発見と専門的な相談へつなげました。 ・療育ネットワーク会議の実施や、自立支援協議会こども部会での療育事業の実態把握・研究を進めたほか、発達障がい児の保護者を対象とした学習会を開催し、保護者同士の交流を進めました。 ・保育園における個別支援計画に基づく保育や専門職（作業療法士・言語聴覚士）の巡回指導、保育士向け研修の実施、ペアレントサポートプログラム等の保護者支援を推進しました。	・障害児相談支援を担う相談支援専門員が不足し、のぞまないセルフプランが生じているケースもあります。 ・重症心身障害児（者）通園事業は市内に事業所が不足しています。 ・学習会の参加者のほとんどが母親であるため、父親が参加しやすい方法を検討する必要があります。 ・障がい児保育に必要な専門性の向上に向け、正規職員から会計年度任用職員まで一貫した研修・指導体制の確立が課題となっています。 ・利用希望者が多くなっている子育て支援教室等の運営体制の見直しや、園と関係機関との円滑な連携による継続的な支援体制の維持が求められています。 ・障がい児支援に当たっては、保護者の意向だけでなく、年齢及び発達の程度に応じて障がい児本人が意見を表明し、社会的活動に参画できる機会を確保するとともに、本人の意見を尊重し、最善の利益を考慮する必要があります。

施策２　教育環境の充実

●数値目標	令和５年（現状値）	令和６年（実績値）	令和７年（実績値）	令和８年（目標値）
すべての児童・生徒が十分に学べる支援が提供されていると考える人の割合（市民意識調査）	45.6%	46.9%	47.3%	41.0%

●主な取り組みと成果	●課題
・「元気っ子応援事業」と連動し、就学相談から教育支援委員会につなげています。 ・特別支援教育コーディネーターの配置や校内委員会の活用、特別支援講師・こども支援員の配置により、配慮を要する児童・生徒への個別の学習・生活支援や組織的な支援体制を整備しました。 ・全教職員を対象とした特別支援教育研修の推進や、特別支援学校の児童・生徒が居住地校の行事等に参加する「副学籍制度」の活用、特別支援教育就学奨励費の支給等を通じた教育環境の充実を図りました。 ・共創共学プラットフォームを活用した職場見学・職業体験や、学校・教育委員会・就労支援機関の連携による移行期の情報共有など、将来を見据えた切れ目のない進路・教育相談を推進しました。	・支援が必要な児童・生徒が増えており、教育支援委員会の審議件数が増加しています。 ・特別支援教育コーディネーターやこども支援員等の配置・活用においては、コーディネーターの負担軽減やこども支援員等の安定的確保、教職員全体の専門性向上が求められています。 ・学校から福祉・就労への移行期支援においては、関係機関間で個別の支援計画を確実に引き継ぐ体制の構築や、当事者の意向と地域の雇用ニーズに応じた多様な就労先の開拓が課題となっています。

■障がい児の日中の過ごし方

平日の日中の過ごし方は「特別支援学校に通っている」が52.9%（前回48.1%）で最も多く、次いで「特別支援学級に通っている」が26.5%（前回18.5%）、「幼稚園・保育園・小中学校の普通学級に通っている」が14.7%（前回18.5%）です。

図表 30　障がい児の平日の日中の過ごし方

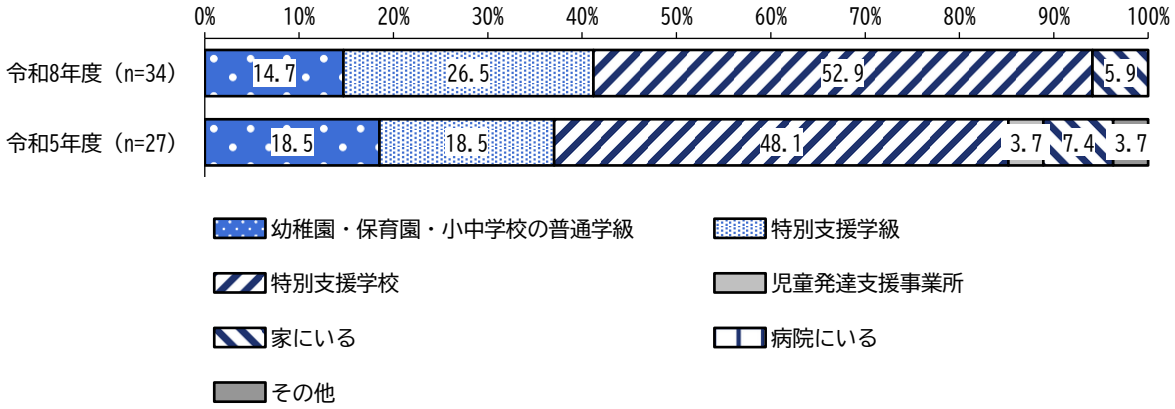

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

■特別な配慮を要する状況

医療的ケアを「受けていない」は47.4%で、受けている場合は「服薬管理」(39.5%) が最も多く、「胃ろう・腸ろう」(10.5%) などが続きます。また、発達障がいの診断を受けている児童は77.8%（前回76.6%）です。

図表 31　医療的ケアの状況（複数回答）

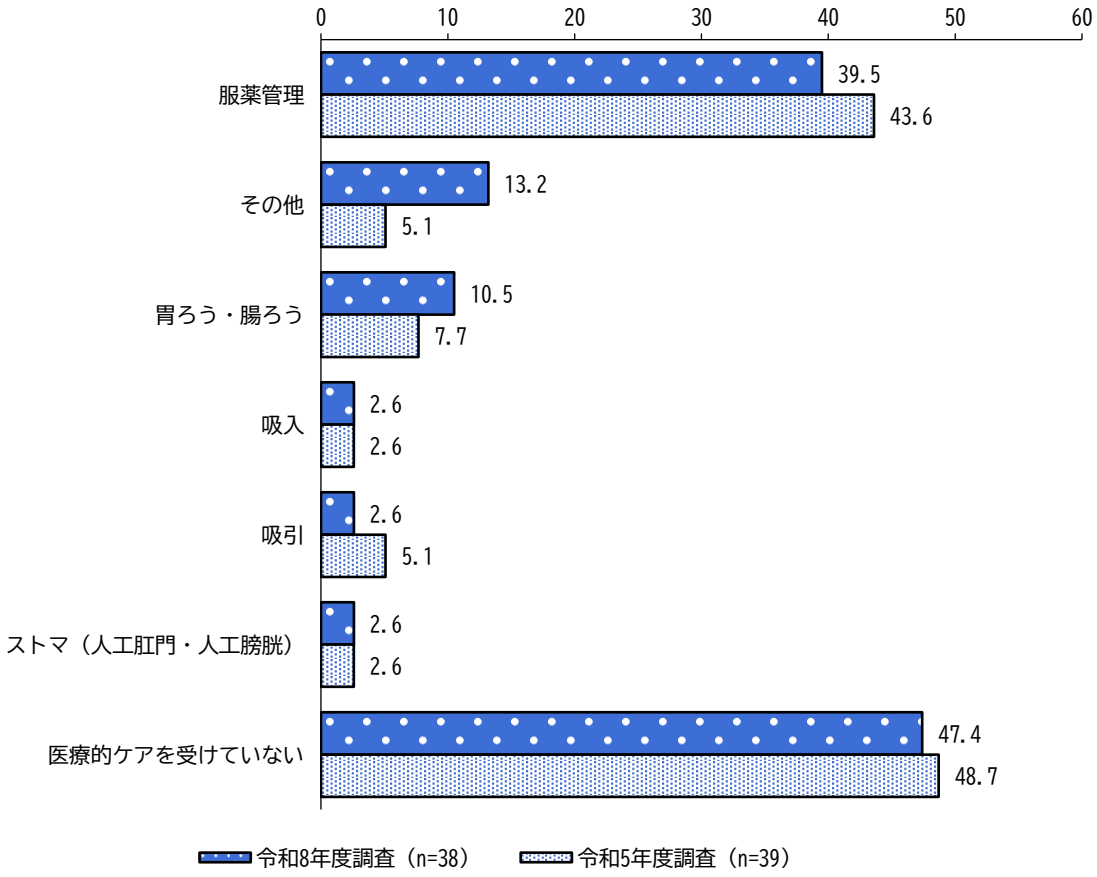

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

■現在困っていることや相談したいこと

「進路」が56.8%（前回41.7%）で最も多く、次いで「就労」「将来の介助」が各43.2%、「学習」が36.4%です。「就労」は前回（20.8%）から大きく増えました。なお、障がいを理由に差別や嫌な思いをした体験が「ある」「少しある」は73.2%（前回73.0%）です。

図表 32　現在困っていることや相談したいこと（複数回答）

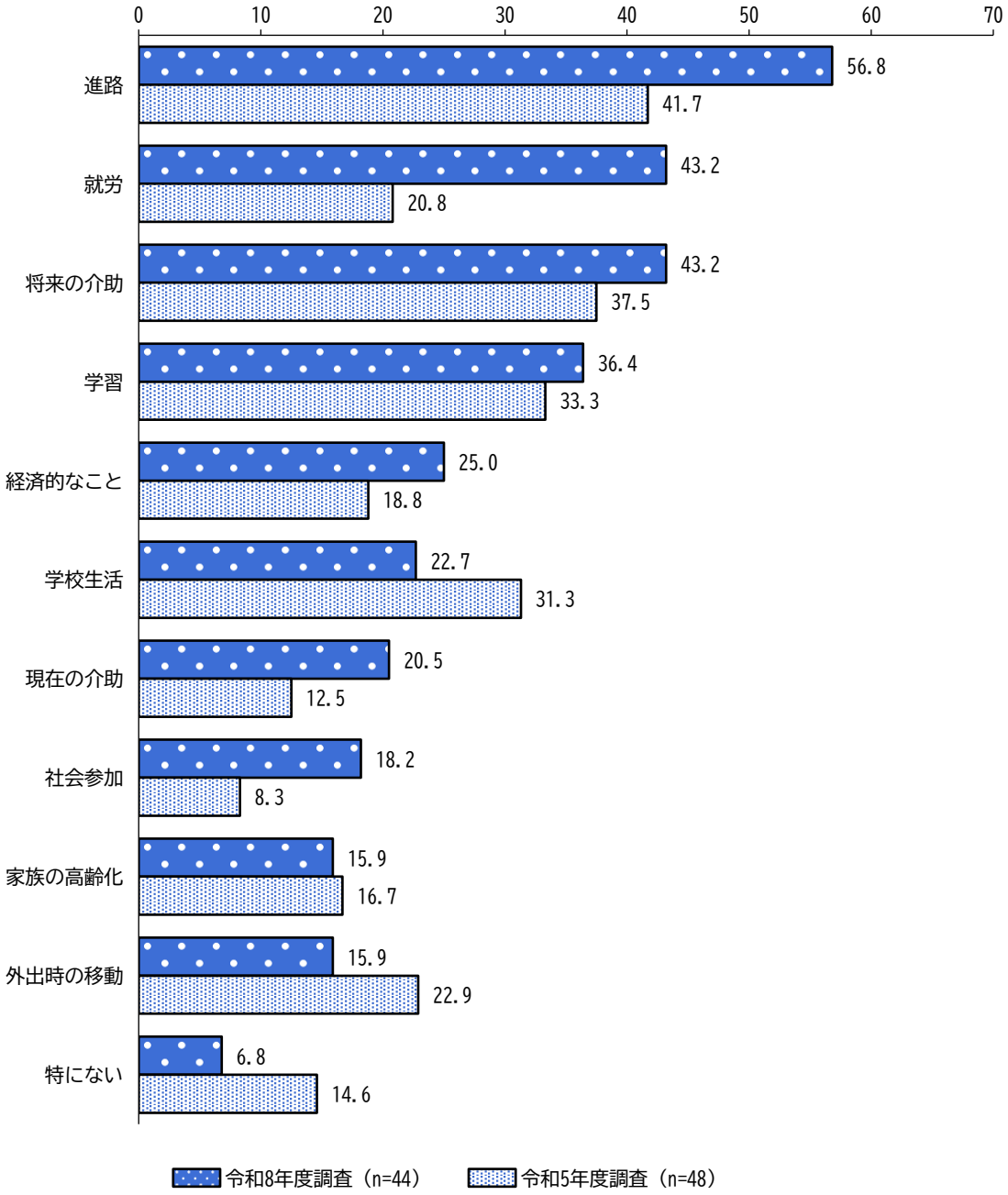

資料：障がい福祉に関するアンケート調査（令和 8 年 7 月）

3 本市の障がい福祉における現状の課題

（１）全市民に向けた理解促進と必要な情報を得られる環境づくり

・障がいに対する学びの機会づくりや理解促進が進んでいますが、障がいのある人の60.5%が何らかの差別・偏見で嫌な思いをしたことがあるとしており、「ある」は35.0%で、前回調査の26.8%から増加しています。学校・仕事場（55.3%）や外出先（39.4%）でそうした思いをすることが多く、今後も障がいについての理解促進・意識啓発を進めることが重要です。

・ホームページや広報紙のアクセシビリティ向上など、情報を得られる環境の整備は進んでいますが、すでに運用されている様々なサービスの認知度を高めて利用を掘り起こすとともに、当事者のニーズや使い勝手を把握して反映する仕組みづくりが求められます。

・今後力を入れてほしい施策では「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が34.4%、「障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報活動」が36.9%となっています。当事者への情報保障と併せ、周囲の市民や事業者に対する「心のバリアフリー」の理解促進を着実に進めることが重要です。

（２）気軽に相談し、必要なサービス・支援が受けられる環境づくり

・障がい者基幹相談支援センター「ボイス」の利用経験は24.7%（前回19.0%）と増加しました。しかし、「知らない」が56.8%を占め、60代では76.5%に上ることから、今後も周知が必要です。

・相談支援事業所等では人員不足や資質向上が課題であり、相談支援にあたる人員の確保・育成と、年代を問わず相談サービスを利用しやすい環境づくりが求められています。

・障害福祉サービスの支給決定者数は令和7年度（2025年度）で592人、給付費は約16億6千万円と、平成30年度（2018年度）から約1.4倍、約1.8倍に増加しています。その中で、重度心身障がい児者・医療的ケア児者及び強度行動障がい児者に対応できる事業所・施設が不足しており、障がい者の高齢化に伴う介護保険サービスの円滑な利用や、障がい者福祉と高齢者福祉の連携・切れ目のない支援体制づくりも重要になっています。

・主な介助者は「父母・祖父母・兄弟」が48.9%で、介助者の年齢は50代が34.4%、60代以上が42.6%を占めており、介助者が高齢になった後や「親なき後」を見据えた支援が必要です。家族が不在のときに助けてくれる人が「いない」と回答した人は38.2%、「わからない」は22.8%で、外出時にも「困った時にどうすればいいのか心配」（35.3%）という声が最も多くなっています。介助者に万一のことがあった際や「親なき後」の支援体制を検討するとともに、日常の不安や困りごとをサポートできる地域社会づくりが重要です。

・困りごとでは「経済的なこと」が43.1%、地域で暮らすために必要な支援では「経済的な負担の軽減」が59.2%と、いずれも経済面の回答が最も多くなっています。地域で安心して暮らし続けるためには、経済的な不安を取り除き、生活困窮などの複合的な課題の深刻化を防ぐ取り組みも求められます。また、防災面では、個別避難計画の作成促進や名簿精度の向上、実践的な訓練による行政と施設管理者の連携強化が必要です。

（３）就労支援のさらなる強化と、社会参加しやすい環境づくり

・一般就労への移行支援や就労定着支援、障害者優先調達などの取り組みは着実に進んでいますが、収入を得ている障がい者は40.1%と前回（41.0%）から横ばいで、勤務形態は「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」（40.3%）が最も多くなっています。就労支援の取り組みを一層進め、企業の雇用理解、就労後の定着支援を継続することが必要です。

・現在収入を得ていない障がい者のうち、「仕事をしたいが、できない」は62.8%（前回50.5%）と増えており、必要な就労支援としては「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」（62.5%）、「働く場の確保」（55.0%）が上位です。新たに始まった「就労選択支援」についても、「知らない」が38.5%を占めるなど、周知が十分ではなく、就労意思のある人が希望に沿った働き方ができるよう、多様な主体の連携による相談支援・就労支援が今後も重要です。

・文化・スポーツ等の社会活動で手話通訳者の配置や施設利用料の減免などにより参加しやすい環境づくりが進んでいますが、障がい者団体・家族会等のネットワーク化、様々な媒体を通じた情報発信を進め、障がいのある当事者やその社会参加を支援する人が実際の社会活動に踏み出す最初の一歩の後押しが求められます。

（４）配慮や支援が必要なこどもを支える環境づくり

・妊娠期から乳幼児期の相談支援体制や、発達相談、保育園での個別支援などの体制整備は進んでいますが、保育士の不足や、障がい児保育に必要な専門性の習得、乳幼児健診未受診者への対応が課題です。発達障がいの診断を受けている児童は77.8%と高く、医療的ケアでは、服薬管理（39.5%）や胃ろう・腸ろう（10.5%）などを必要とする児童がいます。発達特性や医療的ケアなど多様な配慮を要するこどもへの専門的な支援体制の充実が必要です。

・学校では特別支援教育コーディネーターやこども支援員の配置、共創共学プラットフォームを活用したキャリア教育などが進められていますが、コーディネーターの負担増やこども支援員等の安定的確保、関係機関間の個別の支援計画の引き継ぎが課題となっています。障がいのあるこどもを育てる家庭の困りごとでは「進路」（56.8%）、「就労」「将来の介助」（各43.2%）が上位に挙がっており、学校卒業後の日中の居場所や、就職や社会生活に至る切れ目のない支援が引き続き重要になっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

本市では、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向け、意思決定支援の推進や合理的配慮の徹底に取り組んでいます。

当事者やご家族の声からは、就労や日中活動の場の確保、身近な移動支援、相談体制の充実に対する切実な思いが寄せられています。また、介助者の高齢化に伴う不安や「親なき後」を見据えた将来の暮らし、さらには災害時における避難行動への懸念など、日々の生活を取り巻く課題も示されています。

こうした思いを受け止め、最上位計画である「第六次塩尻市総合計画」や前プランの基本的な考え方を継承しながら、一人ひとりが希望する暮らしを選択し生き生きと活躍できるまちを実現するため、本プランの基本目標及び目指すまちの姿を以下のとおり設定します。

基本目標

自分らしく、安心して
暮らし続けることができるまち

目指すまちの姿

○ 塩尻市では、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、自己選択・自己決定によって希望する安心な暮らしをすることができます。

○ 塩尻市では、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりに居場所や活躍の場があり、支え合いながら共に生きることができます。

2　推進目標

本市を取り巻く状況や、前プランにおける課題、前ページで定めた基本目標を踏まえ、本プランにおいても、障がい者福祉の目指す方向性を、引き続き以下の４つの推進目標として設定します。

前プランの考え方を継承しつつ、複雑化・複合化する地域課題に的確に対応し、より実効性のある取り組みを展開するため、「関係づくり」「安心づくり」「場づくり」「体制づくり」という視点から施策を推進していきます。

推進目標１　誰もが認め合える「関係づくり」

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性や尊厳が尊重され、地域の中で共に暮らすインクルーシブ社会の実現に向け、多様性への理解と支え合いの意識をまち全体へ広げていきます。

学校や職場、買い物や外出先など日常生活の様々な場面で差別や偏見、虐待等の人権侵害を防止するため、具体的な啓発を進めるとともに、障がいがあっても暮らしやすい環境を整えるため、心のバリアフリーの推進や事業者による合理的配慮の提供を推し進めます。

あわせて、手話をはじめとする多様な意思疎通手段への理解や、バリアフリー情報の可視化、地域での身近な支え合い活動の後押しを通じて、市民一人ひとりがお互いを認め合い、自然な関わりを持てる温かな地域関係を築いていきます。

手話施策、情報アクセシビリティ、意思疎通支援、文化芸術・スポーツ等を通じ、誰もが情報を取得し、意思を表明し、地域社会に参加できる環境を整えます。

推進目標２　困ったときに頼れる「安心づくり」

障がいのある人やそのご家族が、住み慣れた地域で将来にわたって安心感を持って暮らし続けられるよう、個々の特性やライフステージに寄り添った包括的な支援体制を整えていきます。

情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実により、本人の自己決定に基づく主体的な生活の選択を後押しするとともに、基幹相談支援センターを中心とした持続可能な相談支援体制の充実を図ります。

また、重度心身障がい・医療的ケア・強度行動障がいといった専門的なニーズに応えるサービスの質を高めるとともに、介助者の高齢化に伴う不安や「親なき後」の生活支援、ヤングケアラーや世帯の複合課題に対しても重層的な相談・支援を行っていきます。

さらに、個別避難計画の作成推進など当事者視点を取り入れた防災・防犯対策を強化し、日常から緊急時まで地域全体で助け合える安心な暮らしの基盤を築きます。

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び自立支援協議会が連携し、のぞまないセルフプランの解消、緊急時支援、居住支援及び「親なき後」を見据えた切れ目のない支援体制を整えます。

推進目標３　誰でも参加と活躍ができる「場づくり」

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の中に多様な居場所や活躍の機会を持ち、生きがいを持って暮らせる共生社会を実現します。

入所施設や病院等から地域生活へのスムーズな移行や受入体制の整備を推進するとともに、働く意欲を持つ人に対しては、本人の希望や適性に配慮しながら、関係機関の連携のもとで相談・アセスメントから就労後の定着、生活支援に至るまで一貫した就労支援を行います。併せて、事業者への理解促進や地域の特色を生かした取り組み等を通じて、多様な働き方や雇用の場を創出します。

また、身近な移動手段の確保やバリアフリー環境の整備を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず参加できる文化・スポーツ活動の周知や地域行事等への参加を支援し、一人ひとりが意欲と生きがいを持って活躍できる場づくりを後押ししていきます。

推進目標４　多様な育ちを支える「体制づくり」

こどもたちの健やかな成長を育む中で、発達上の特性や医療的ケアなど個別の配慮を必要とするこどもが増加しており、ご家族を取り巻く課題も複雑化・複合化しています。

こうした状況に応えるため、乳幼児期から学齢期、成人期に至るまで、こどもと保護者に寄り添う相談支援や療育サービスを安定的に提供するため、子育て支援や発達支援を担う関係機関が連携した切れ目のない支援ネットワークを強化します。

さらに、日常の保育・教育の現場においてこどもたち同士が共に学び育ち合えるインクルーシブ教育を深化させるとともに、学校卒業後の暮らしや就労を見据えた手厚い相談・支援体制を、家庭・福祉・医療及び教育の緊密な連携のもとで整備・拡充していきます。

障がい児本人の意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら、障がいや発達上の課題が疑われる段階から成人期までの伴走的な相談支援を行うとともに、保育、教育等におけるインクルージョンを推進します。

3 施策の体系

基本目標	推進目標	施策	主要事業
自分らしく、安心して暮らし続けることができるまち	① 誰もが認め合える「関係づくり」	1.障がいに対する学びと理解の促進	1 福祉教育の充実
			2 障がいに関わる理解促進と支え合いの後押し
		2.差別や偏見のない共生社会の構築	1 虐待の防止と早期発見
			2 差別の解消と合理的配慮の提供の促進
			3 「見えない壁」をなくすユニバーサルなまちづくりの推進
	② 困ったときに頼れる「安心づくり」	1.相談しやすい環境の整備	1 分野を超えた連携の強化
			2 相談支援体制の充実
			3 わかりやすい情報提供
		2.生活を支える多様なサービスや制度利用の促進	1 在宅生活を支援するサービスの充実
			2 介護保険サービスの円滑な利用の促進
			3 介護家族への支援
		3.地域での支え合い体制の構築	1 地域共生社会に向けた支え合いの促進
			2 心のケアの推進
			3 防災・防犯体制の充実
	③ 誰でも参加と活躍ができる「場づくり」	1.地域における多様な居場所の整備	1 地域生活への移行の支援
			2 地域への受入体制の整備
		2.雇用・就労の機会の拡大	1 就労移行・就労継続・就労定着への支援の充実
			2 就労機会の拡大
			3 新たな働き方の創出
		3.多様な社会参加の促進	1 文化・スポーツ等社会活動への参加の促進
			2 地域活動への参加の促進
	④ 多様な育ちを支える「体制づくり」	1.切れ目ない発達支援	1 相談体制の充実
			2 早期発見の促進
			3 療育体制の充実
			4 発達障がいへの理解促進と支援の強化
			5 保護者・家族への支援の充実
		2.教育環境の充実	1 特別支援教育・インクルーシブ教育の充実
			2 進路・教育相談の充実

第４章　施策の展開

推進目標１　誰もが認め合える「関係づくり」

施策１：障がいに対する学びと理解の促進

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、地域で安心して暮らしていくためには、制度や施設を整えるだけでなく、一人ひとりが障がいについて正しく知り、相手の立場を考えて行動することが大切です。市では、学校での福祉学習、障がいのある人との交流、手話に関する講座やイベント、広報による情報発信などを進めてきました。

一方で、福祉学習や交流が一度きりの体験で終わらず、障がいのある人を身近な存在として理解し、日常の支え合いにつながる学びとなることが必要です。また、手話だけでなく、発達障がい、精神障がい、視覚障がいなど、様々な障がいの特性や困りごとへの理解を広げることが求められています。市民が地域で共に生きることについて学び、考える機会を増やしていく必要があります。

目　標

○ 障がい者福祉を学び、障がい者への理解を持つ地域人材を増やします

【 数値目標 】

指　標	現状値 令和７年度	目標値 令和11年度
福祉に関する学習を実施した学校数 （市出前講座及び市社会福祉協議会福祉普及校補助金申請校数）	18校	18校
支え合いワークショップへの延べ参加人数	235人	300人

主要業務

1．福祉教育の充実

事業の内容	担当課
児童・生徒へのインクルーシブ教育や障がいのある人との交流の推進	福祉支援課 学校教育課
児童・生徒が地域や学校などで行う福祉学習や福祉ボランティア活動等への支援	福祉支援課
手話を交えたおはなし会の実施や、障がいについて身近に感じる啓発のための本の展示や貸出	図書館

2．障がいに関わる理解促進と支え合いの後押し

事業の内容	担当課
市民に対する障がい福祉に関する学習機会の提供	福祉支援課 社会教育 スポーツ課
ホームページや広報等を活用した疾病や障がいの特性についての理解促進	福祉支援課
障害者週間等の行事の実施	
ヘルプマークの周知強化	
手話言語に対する理解の促進や普及等に関する施策の実施	
手話言語条例に基づく施策推進方針に沿った事業の実施	
障がいのある人の助けになるサポートや利用できる制度等の幅広い市民への周知	
支え合いワークショップ等の開催による市民が考える場の創出	地域共生推進課 福祉支援課

施策２：差別や偏見のない共生社会の構築

現状と課題

障がいのある人が自分らしく暮らすためには、差別や偏見をなくし、誰もが安心して外出し、学び、働き、地域と関わることができる環境が必要です。市では、障害者差別解消法や合理的配慮についての周知、虐待相談への対応、公共施設のバリアフリー化、情報を得やすくする取り組みなどを進めてきました。

しかし、アンケートでは、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある人が約6割にのぼり、学校・仕事場や外出先での経験が多くなっています。障がいの種類や特性によって必要な配慮は異なるため、市民、事業者、学校、職場などが、困っていることに気付き、できることを考える「心のバリアフリー」を広げる必要があります。虐待や差別を未然に防ぎ、必要なときに相談できる地域づくりが求められています。

目 標

○ 障がい者が尊厳を持ち、障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく、快適に暮らせる地域共生社会をつくります

【 数値目標 】

指 標	現状値 令和７年度	目標値 令和11年度
障がいにより差別や嫌な思いをしたことがある人の割合（障がい福祉に関するアンケート調査）	60.5%	50.0%

主要業務

１．虐待の防止と早期発見

事業の内容	担当課
障がい者に対する虐待防止のための啓発	福祉支援課
障がい者虐待の相談と対応及び相談窓口の周知	
医療機関、保健所、相談支援センター等との連携による早期発見、情報共有の推進	

2.【重点】差別の解消と合理的配慮の提供の促進

事業の内容	担当課
障害者差別解消法に基づく民間企業等への合理的配慮の働きかけ	福祉支援課
松本障害保健福祉圏域差別解消協議会で相談事例や差別解消の好事例などを共有し、地域全体へ啓発を図る	

3.「見えない壁」をなくすユニバーサルなまちづくりの推進

事業の内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	建設課 都市計画課 福祉支援課
学校・職場・外出先などで「心のバリアフリー」が意識されるための啓発	福祉支援課 学校教育課
様々な障がいの特性に応じた情報アクセシビリティの向上	秘書広報課 福祉支援課
障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の拡充	福祉支援課
（再掲）手話言語に対する理解の促進や普及等に関する施策の実施	
様々な障がい特性に配慮した読書環境の整備や周知	図書館

推進目標２　困ったときに頼れる「安心づくり」

施策１：相談しやすい環境の整備

現状と課題

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、困ったときに相談でき、必要な福祉サービスや支援につながることが大切です。市では、障がい者基幹相談支援センター「ボイス」を中心に、生活、福祉サービス、就労、家族のことなどの相談を受け、関係機関と連携した支援を進めています。また、高齢、子育て、生活困窮など、複数の困りごとを抱える人を支えるため、分野を超えた相談体制づくりにも取り組んでいます。

一方で、ボイスを知らない人は半数以上おり、特に高齢の人ほど相談窓口を知らない傾向があります。また、相談支援を行う事業所や相談員が不足し、希望してもサービス等利用計画の作成支援を受けられず、本人や家族が自ら計画を作る場合があります。誰もが分かりやすく相談先を知り、必要なときに安心して相談できる体制を整える必要があります。

目 標

○ 適切な情報の提供や相談体制の構築により、利用者本人の意思を尊重した福祉サービスの選択・決定を促進します

【 数値目標 】

指 標	現状値 令和７年度	目標値 令和11年度
障がい者基幹相談支援センター「ボイス」を知っている障がい者の割合（障がい福祉に関するアンケート調査）	43.2%	50.0%

主要業務

1．分野を超えた連携の強化

事業の内容	担当課
総合的・専門的な相談窓口体制の充実と分野を超えた連携の強化	地域共生推進課
全世代対応型支援体制（重層的支援体制）整備事業の実施体制の構築と運用	

2．相談支援体制の充実

事業の内容	担当課
相談員の専門性の向上と専門的な相談支援体制の充実	福祉支援課
相談支援事業所の確保	
緊急時の相談支援体制の確保	
障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化	

3．わかりやすい情報提供

事業の内容	担当課
ホームページや広報等を活用した相談窓口の紹介	福祉支援課
市外も含めた障害者支援施設、障害福祉サービス等の障がい者福祉関連情報の提供	
（再掲）障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の拡充	
（再掲）様々な障がいの特性に応じた情報アクセシビリティの向上	秘書広報課 福祉支援課

施策２：生活を支える多様なサービスや制度利用の促進

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、一人ひとりの障がいの特性や生活の状況に合った支援が必要です。市では、障がい福祉サービス、手当、成年後見制度などにより、在宅生活や自立した暮らしを支えています。また、家族が休息を取るための支援や、障がいのある人が高齢になったときに介護保険サービスへ円滑につながる取り組みも進めています。

しかし、医療的ケアが必要な人、重い障がいのある人、強度行動障がいのある人などを受け入れられる事業所や住まいは十分ではありません。介助する家族の高齢化が進み、「親なき後」の暮らしや経済面に不安を抱える人も多くいます。必要なサービスや制度を分かりやすく伝えるとともに、事業所の確保、人材育成、関係機関の連携を進めることが必要です。

目 標

○ 在宅の障害福祉サービスの充実や介護保険サービスなどとの連携により、障がい者やその家族が安心して日常生活を送れるよう支援します

【 数値目標 】

指 標	現状値 令和７年度	目標値 令和11年度
障害福祉サービス支給決定者数	592人	627人
暮らしている地域は、心や体などに障がいがあっても安心して暮らせると感じる市民の割合（市民意識調査）	25.7%	調整中

主要業務

1．在宅生活を支援するサービスの充実

事業の内容	担当課
人材育成促進事業補助金や意思疎通支援者養成事業補助金の交付による障害福祉サービス等に係る人材の確保や人材育成に係る支援	福祉支援課
（再掲）相談支援事業所の確保	
訪問系サービス（障害福祉サービス）による在宅生活の支援	
日中活動系サービスの利用支援	
福祉用具の利用支援	
障害福祉サービス等による住まいに対する支援	
手当や助成等の給付による経済的支援	
地域生活支援拠点等事業の推進	
【重点】障がい者施設整備補助金の交付による強度行動障がいや医療的ケアへ対応する事業所の確保	
成年後見制度の周知・啓発（「親なき後」等を見据えた当事者・家族への啓発を含む）、相談支援・利用支援	福祉支援課 介護保険課 成年後見支援センター

2．介護保険サービスの円滑な利用の促進

事業の内容	担当課
共生型サービスの提供体制の確保	福祉支援課
高齢障がい者を対象とした介護保険サービスの利用者負担の軽減	

3．介護家族への支援

事業の内容	担当課
地域福祉推進員の活動による障がいに起因するヤングケアラーや老老介護などの家庭問題の早期発見・情報共有の仕組みづくり	地域共生推進課
重度心身障がい者家族への介護慰労金の給付	福祉支援課
日中一時支援事業、タイムケア事業等によるレスパイトケアの実施	

施策３：地域での支え合い体制の構築

現状と課題

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、福祉サービスだけでなく、家族、近所の人、地域の団体、事業所、市などが日頃からつながり、支え合うことが大切です。市では、手話・点字・朗読などの奉仕員を育てる講座、こころの健康相談、自殺対策、避難行動要支援者登録制度、防災訓練などを進めています。

一方で、災害時に一人で避難することが難しい人や、家族が不在のときに助けてくれる人がいない人がいます。避難行動要支援者登録制度を知らない人も多く、個別避難計画の作成や、福祉避難所を含めた実践的な訓練を進める必要があります。また、障がいの特性によって必要な情報の伝え方や避難時の配慮は異なります。地域の人、福祉事業所、市が協力し、日常から緊急時まで助け合える仕組みを整えることが求められています。

目 標

○ 地域共生社会への啓発や防災等の地域活動を通じて、困難を抱えた人の問題を我が事として考え、支え合う地域住民を増やします

○ 関係課・関係団体・地域との連携を強化します

【 数値目標 】

指 標	現状値 令和７年度	目標値 令和11年度
奉仕員養成講座修了者数 （手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員）	29人	29人
避難行動要支援者登録制度に登録する障がい者の人数	220人	250人

主要業務

1．地域共生社会に向けた支え合いの促進

事業の内容	担当課
インフォーマルな支え合い推進のための仕組みづくり	地域共生推進課
（再掲）全世代対応型支援体制（重層的支援体制）整備事業の実施体制の構築と運用	
（再掲）手話言語条例に基づく施策推進方針に沿った事業の実施	福祉支援課
奉仕員養成講座の実施	

2．心のケアの推進

事業の内容	担当課
退院後の生活支援の充実	福祉支援課
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進	
精神疾患の早期発見のための相談支援体制の確立	健康づくり課
こころの健康相談の実施	
自殺対策の推進	
自殺対策計画の推進	
依存症対策の推進	

3．防災・防犯体制の充実

事業の内容	担当課
災害時における障がい種別に応じた情報提供手段の整備	地域共生推進課 福祉支援課
「要配慮者避難支援プラン」に基づいた訓練の実施	
避難行動要支援者個別計画作成に向けた周知推進	
避難行動要支援者個別計画作成の促進	危機管理課
防災訓練や避難所整備における障がい者視点の導入	地域共生推進課 危機管理課
福祉避難所の設置・運営に必要な実践的な防災訓練の検討と実施	
【拡充】障がい特性に応じた受入体制や情報保障・コミュニケーション支援を備えた福祉避難所の確保・充実	
「電話でお金詐欺」や消費者トラブルから障がい者を守るための啓発及びトラブル解決の支援	市民課

推進目標３　誰でも参加と活躍ができる「場づくり」

施策１：地域における多様な居場所の整備

現状と課題

障がいのある人が希望する場所で暮らし、地域の中に居場所を持つためには、住まい、日中活動、相談支援、権利を守る仕組みなどを整えることが必要です。市では、施設や病院から地域での生活に移るための支援、自立生活を支えるサービス、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知などを進めています。

しかし、地域で暮らすためのグループホームなどの住まいや、日中に安心して過ごせる場所は十分とはいえません。医療的ケアが必要な人、重い障がいのある人、強度行動障がいのある人などが利用できる居場所も限られています。また、親の高齢化や「親なき後」を見据え、本人と家族が早い段階から将来の暮らし方を考え、必要な制度や支援につながることが重要です。一人ひとりが希望する地域で安心して暮らせる受入体制を整える必要があります。

目 標

○ 障がい者本人の意思を尊重し、地域移行を希望する障がい者が地域で安心した生活を送れる体制をつくります

【 数値目標 】

指 標	現状値 第７期計画期間中 （令和６年度～令和８年度）	目標値 第８期計画期間中 （令和９年度～令和11年度）
施設入所者の地域移行者数	1人 （令和６・７年度の実績）	1人

主要業務

１． 地域生活への移行の支援

事業の内容	担当課
障がい者本人の意思を尊重した施設入所から地域生活への移行の促進	福祉支援課
退院可能な精神障がい者の退院、社会復帰の促進	
自立支援医療給付の実施	
自立生活援助サービスの実施	

２．地域への受入体制の整備

事業の内容	担当課
【重点】強度行動障がい児者や医療的ケア児者、重度心身障がい児者などが安心して地域で過ごせる居場所の研究（自立支援協議会活動）	福祉支援課
日常生活自立支援事業の周知	
（再掲）成年後見制度の周知・啓発（「親なき後」等を見据えた当事者・家族への啓発を含む）、相談支援・利用支援	福祉支援課 介護保険課
ひきこもり対策の推進	こども未来課 健康づくり課 福祉支援課

施策２：雇用・就労の機会の拡大

現状と課題

働くことは、収入を得るだけでなく、社会とのつながりや生きがいにつながる大切な機会です。市では、障がい者就業・生活支援センター、障がい者基幹相談支援センター、ハローワーク、企業、福祉事業所などと連携し、就職前の相談から就職後の定着まで支援しています。また、企業に障がいへの理解を広げることや、障害者就労施設等からの優先調達や農福連携など、多様な働き方の創出にも取り組んでいます。

一方で、働きたいと思っていても、体調、通勤、仕事の内容、職場の理解などの理由で働くことが難しい人が多くいます。上司や同僚の理解、短時間勤務などの配慮、就職後に相談できる支援が求められています。本人の希望や得意なことに合った働き方を選び、安心して働き続けられるよう、就労選択支援の周知、企業との連携、就労定着支援の充実を進める必要があります。

目 標

○ 新たな雇用を創出し、障がい者が生き生きと働きながら活躍できる機会を広げます

【 数値目標 】

指 標	現状値 令和７年度	目標値 令和11年度
福祉施設から一般就労への移行者数	3人	3人
就労によって収入を得ている人の割合（障がい福祉に関するアンケート調査）	40.1%	50.0%
市内事業所における障がい者実雇用率	2.0%	2.7%

主要業務

1．【重点】就労移行・就労継続・就労定着への支援の充実

事業の内容	担当課
関係機関と連携した福祉的就労から一般就労への移行支援	福祉支援課
就労移行支援・就労定着支援の利用促進	
就労選択支援の周知と利用促進	
松本圏域障害者就業・生活支援センター、障がい者基幹相談支援センター「ボイス」等による就労支援	
就労支援と生活支援との連携強化	

2．就労機会の拡大

事業の内容	担当課
地域の企業等への障がい者雇用への理解啓発・啓蒙	地域共生推進課 福祉支援課
障害者就労施設等からの優先調達を推進	
ハローワーク等、障がい者の就業に係る機関との連携	福祉支援課 商工課
各種助成制度や障がい者雇用率制度の周知及び啓発	商工課

3．新たな働き方の創出

事業の内容	担当課
農業者に対する農福連携に関する周知とニーズの掘り起こし	農政課
就労支援施設への収入増加や工賃向上に関する情報提供や助言などの支援	福祉支援課

施策３：多様な社会参加の促進

現状と課題

文化、スポーツ、生涯学習、地域行事などに参加することは、生活に楽しみや生きがいを生み、地域とのつながりを深めることにつながります。市では、移動支援、同行援護、行動援護、手話通訳や要約筆記者の派遣などにより、外出や社会参加を支えています。また、地域活動支援センターの講座、公民館活動、文化・スポーツ活動などを通じて、学びや交流の機会をつくっています。

一方で、移動支援を利用したい人は多いものの、サービスを提供する事業所が少ない状況です。また、障がいのある人が参加できる活動や利用できる支援制度が十分に知られていない場合があります。障がいの種類や一人ひとりの希望に応じて、参加しやすい活動、移動手段、情報提供を充実させることが必要です。当事者団体や家族会の活動も支えながら、誰もが地域で気軽に参加し、交流できる機会を広げていくことが求められています。

目 標

○ スポーツ、文化芸術活動、生涯学習に参加できる環境をつくり、生活の豊かさを広げます

【 数値目標 】

指 標	現状値 令和７年度	目標値 令和11年度
移動支援事業の利用者数	153人	164人
地域活動支援センターの障がい者向け講座に参加する人数	46人	60人

主要業務

1．文化・スポーツ等社会活動への参加の促進

事業の内容	担当課
活動成果発表の場づくりの支援	社会教育スポーツ課 福祉支援課
障がいの有無にかかわらず参加しやすいスポーツ、文化芸術イベント等の開催	
生涯学習環境等の整備	
一般の社会活動への障がい者の参加支援の研究と実施	

2．地域活動への参加の促進

事業の内容	担当課
社会活動又は地域活動への参加の呼びかけや参加しやすい活動への見直しの支援	社会教育スポーツ課 地域づくり課
障がいに関する啓発や障がい者支援を目的とした市民活動団体への支援	市民交流センター
障がい者団体や家族会の活動支援及びネットワーク化の支援	福祉支援課
社会活動のための障がい支援の制度・サービス等の周知	

推進目標４　多様な育ちを支える「体制づくり」

施策１：切れ目ない発達支援

現状と課題

子どもが自分らしく成長していくためには、発達上の心配や障がいに早く気付き、必要な相談や支援につながることが大切です。市では、「元気っ子応援事業」を中心に、保健、福祉、保育、教育、医療などの関係機関が連携し、妊娠期から18歳までの相談や療育支援を進めています。児童発達支援や放課後等デイサービス、医療的ケア児への支援、保護者向けの学習会なども実施しています。

一方で、障害児相談支援を担う相談員が不足し、希望しても相談支援事業所による計画作成を受けられない場合があります。また、重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもを受け入れる事業所、専門的な支援ができる人材も十分ではありません。子ども本人の思いや意見を大切にしながら、保護者だけでなく家族全体を支え、成長後の進学、就労、地域生活も見通した切れ目のない支援を続ける必要があります。

目 標

○ 療育ネットワーク会議等を通じた関係機関の連携を強化し、多様化する療育ニーズに切れ目なく対応できる安心な体制をつくります

【 数値目標 】

指 標	現状値 令和７年度	目標値 令和11年度
児童通所の支給決定者数	277人	308人

主要業務

1．相談体制の充実

事業の内容	担当課
行政、特別支援学校、関係機関、就労をはじめとする各種支援事業所等との連携による将来を見据えた切れ目のない相談体制の構築	健康づくり課 こども未来課 福祉支援課
母子保健、児童福祉に関する相談を行うこども家庭センターとの連携	
相談体制の充実及び相談機会の確保	健康づくり課 こども未来課 保育課 福祉支援課
保護者に対する子育てと発達に関する相談と支援	
専門知識を持った相談員の適正配置	

2．早期発見の促進

事業の内容	担当課
早期発見に向けた幼稚園、保育園、認定こども園と連携した相談の実施	こども未来課 保育課
乳幼児に対する健康診査及び相談、指導の実施	健康づくり課

3．療育体制の充実

事業の内容	担当課
保育園における個別支援計画に基づいた適切な支援の実施	保育課
保育園、認定こども園及び幼稚園における障がい児への保育・教育の推進	
保育人材バンクの周知	
保育人材育成のための研修等の実施	こども未来課 保育課
関係機関とのネットワークの構築	福祉支援課
医療機関とのネットワークの構築	
重症心身障害児（者）通園事業の活用	
自立支援協議会専門部会による療育事業の実態把握及び研究	

4．発達障がいへの理解促進と支援の強化

事業の内容	担当課
発達障がいをテーマとした市民向け公開講座や講演会の実施	こども未来課
支援者である保育士、教職員等を対象とした研修の実施	

5．保護者・家族への支援の充実

事業の内容	担当課
子育て応援教室（ペアレントサポートプログラム）の実施	こども未来課
障がい児の保護者同士の交流の場を設ける	福祉支援課

施策２：教育環境の充実

現状と課題

障がいのある子どももない子どもも、共に学び、互いの違いを理解しながら成長できる教育環境をつくることが大切です。市では、特別支援教育コーディネーター、特別支援講師、こども支援員などを配置し、一人ひとりに合った学習や学校生活の支援を行っています。教職員への研修、副学籍制度、就学相談、職場見学や職業体験などを通じて、学びから将来の進路までを支えています。

一方で、学校で支援を必要とする子どもは増えており、教職員やこども支援員の負担も大きくなっています。子どもの特性に応じた支援を続けるためには、支援する人の確保と専門性の向上が必要です。また、学校を卒業した後に福祉サービスや就労支援へ円滑につながるよう、学校、家庭、福祉、医療、就労支援機関が情報を共有し、個別の支援を引き継ぐことも重要です。

目 標

○ 障がい児の能力や可能性を引き出し、希望する進路や将来につながる教育機会を提供します

【 数値目標 】

指 標	現状値 令和７年度	目標値 令和11年度
すべての児童･生徒が十分に学べる支援が提供されていると考える人の割合（市民意識調査）	47.3%	調整中

主要業務

1．特別支援教育・インクルーシブ教育の充実

事業の内容	担当課
特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担当、校内委員らによる児童生徒へのきめ細かな支援	こども未来課 学校教育課
全ての教職員の特別支援教育への理解向上のための研修の実施	
副学籍制度の実施	
特別支援学級及び配慮を要する子の支援のための特別支援講師やこども支援員の配置	学校教育課
保護者等の経済的負担軽減のための特別支援教育就学奨励費支給	
（再掲）児童・生徒へのインクルーシブ教育や障がいのある人との交流の推進	福祉支援課 学校教育課
【重点】学校（教育委員会）、行政及び福祉事業所等が相互に連携し、こどもの障がい特性や支援目標を共有することによる、一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目のない支援の実施	学校教育課 こども未来課 福祉支援課

2．進路・教育相談の充実

事業の内容	担当課
学校、行政及び就労支援機関等との連携	こども未来課 学校教育課 福祉支援課
職場見学などの実施	
関係機関との連携による早期からの教育相談の推進と将来を見据えたスキル獲得等の支援	こども未来課 福祉支援課
教育支援委員会による適正な就学	こども未来課 学校教育課